

# 安芸高田市第2次男女共同参画プラン



「創造しよう 男女共同参画で人がやさしくつながる田園文化都市」

～家庭・地域・職場すべての場所で一人ひとりの人権が尊重され、  
自分らしさであふれる安芸高田市～



平成29年3月



## はじめに

安芸高田市では、男性も女性もすべての人の人権が尊重され、いきいきと自分らしく暮らせる社会づくりを推進しています。とりわけ男女共同参画の積極的推進は、例えば職場におけるワークライフバランスの取れた働き方の見直しにより、家庭生活でゆとりが生まれ、男性も女性も協力し合うことができ、また地域社会における貢献や自己実現のための時間の確保もこれまで以上に可能となり、そこで得た力を職場に活かすといった好循環が期待できます。



今後、生産年齢人口が減少する中で、市内事業所が存続するためには、働き方改革により女性や高齢者など意欲ある多様な人材を企業活動に活かしていくことが重要となります。女性活躍推進法も施行され、男女共同参画社会づくりのこれまで以上の推進により、女性の社会進出をバックアップすることが必要となります。同時に子育て世代や介護を必要とする世帯にとって、柔軟な働き方や地域での支援に対するニーズがますます高まっています。これからは、よりいっそう家庭・職場・地域のつながりを大切にし、どうすれば持続可能なそれぞれの環境を築けるか、大きな課題であります。

このたび策定した第2次男女共同参画プランでは、家庭 — 職場 — 地域のつながりを重視し、それぞれの場所で人権が保障され、自分らしく生きることにつながる具体的施策を盛り込みました。目標が達成できるよう取り組んでまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い致します。

終わりに、このプランの策定にあたり様々な視点から慎重にご審議いただきました男女共同参画審議委員の皆様をはじめ、アンケートを通じて貴重な意見をいただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成29（2017）年3月

安芸高田市長 浜田 一義

# 目 次

<b>第1章 第2次プランの策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画策定の背景 .....	3
3 本市が目指す男女共同参画社会 .....	4
4 計画の位置付け .....	5
5 計画の期間 .....	5
6 計画推進のイメージ .....	6
<b>第2章 男女共同参画プラン（第1次）の 点検と評価</b> .....	<b>7</b>
1 第1次プランの概要 .....	8
2 第1次プランの基本目標の評価 .....	9
3 第1次プランの評価のまとめ .....	16
<b>第3章 基本となる施策の方向と具体的施策</b> .....	<b>17</b>
1 プランの基本理念 .....	18
2 プランの基本目標 .....	19
3 施策の方向 .....	21
4 計画の推進体制・進行管理 .....	36
5 目標指標 .....	37
<b>資 料</b> .....	<b>41</b>
1 策定の経過 .....	42
2 計画策定体制 .....	43
3 安芸高田市男女共同参画審議会委員名簿 .....	43
4 安芸高田市男女共同参画推進委員会委員名簿 .....	44
5 安芸高田市男女共同参画推進条例 .....	44
6 用語説明 .....	48

# 第1章 第2次プランの策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

---

平成11(1999)年に男女共同参画社会基本法が制定され、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の形成を目指すことが定められました。日本における男女平等の意識は徐々に広まっており、女性の社会進出や、男性の家事・育児・介護参加等、多くの場面で男女共同参画の実現に向けた変化が現れてきています。

しかしながら、男女共同参画社会の実現に向けては、依然、多くの課題が残されていると考えられます。「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消や、職場での男性の育児休暇・介護休暇取得への理解等については、今後も積極的に啓発等を行っていくことが必要です。また、少子高齢化や長期的な不況等によって社会情勢が大きく変化しており、介護負担や育児負担の増加、失業等による生活困窮者の増加等の課題への取り組みが求められています。

このような状況の中、国においては男女共同参画社会の実現に向けて更に推進していくため、平成27(2015)年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。また、これと同じく広島県においても、平成28(2016)年3月に「広島県男女共同参画プラン(第4次)」を策定しており、国・県ともに男女共同参画社会の実現に向けて新たな計画の下で施策を推進しているところです。本市においても、平成18(2006)年に「安芸高田市男女共同参画基本計画」を策定し、また平成21(2009)年には「安芸高田市男女共同参画条例」を制定し、男女がお互いを尊重しあい、個性が生きる“男女共同参画社会”を目指して、さまざまな取り組みを実施してきました。

このたび、計画の策定から10年が経過し、既存の課題や新たな変化にも対応する実効性の高い施策を展開していくため、安芸高田市第2次男女共同参画基本プランを策定するに至りました。



## 2 計画策定の背景

---

### (1) 国の動向

平成27（2015）年8月、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるようにすることが重要であることから「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」\*）が成立しました。その流れを受け、平成27（2015）年12月に策定された第4次男女共同参画基本計画では、特に強調されている視点として、①女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないこと ②あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行 ③困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備 ④東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用 などが挙げられています。

また同計画では、目指すべき社会を ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力のある社会 ②男女の人権が保障され、尊厳を持って個人が生きることができる社会 ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会 ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会 とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

### (2) 広島県の動向

国の第4次基本計画を受け、平成28（2016）年3月に広島県男女共同参画基本計画（第4次）が策定されました。重点的に取り組む事項として、①自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮することができる女性の活躍推進の職場環境づくり ②性別に関わりなく誰もが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画について、様々な立場の人の理解が深まり行動に現れるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実」が挙げられています。

### (3) 本市の男女共同参画に係る現状

少子高齢化の進行、家族形態の多様化、経済のグローバル化など社会経済が大きく変化する中で男女共同参画は、個人の尊厳はもとより、社会の安定と活力を維持し、我が国の持続的発展を継続していくうえでの重要な課題となっています。（第2次安芸高田市総合計画男女共同参画社会の推進文抜粋）

上記の記載のとおり国そして、本市の抱える少子高齢化に伴う社会の維持の課題解決のためには、この現状を踏まえて、「男女共同参画社会基本法」「安芸高田市男女共同参画推進条例」に基づき男女が互いの違いを認め合い、人権を尊重し、個性と能力が発揮できる社会を実現するために本プランを策定します。

### 3 本市が目指す男女共同参画社会

本市は、男女が互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現を目指しています。

「安芸高田市男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を推進するための基本となる考え方を基本理念として示すとともに、市、市民、事業者の責務を明らかにしています。

#### 【基本理念】（安芸高田市男女共同参画推進条例より抜粋）

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が自らの意思と責任の下に個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会におけるあらゆる活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動を両立して行うことができること。
- (5) 男女が、それぞれの特性についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、互いの意思が尊重され、健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調してこれに取り組むこと。

#### 【市・市民・事業者の責務】（安芸高田市男女共同参画推進条例より抜粋）

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第6条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に、積極的に取り組むものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、事業活動に関して、男女が対等な立場で参画する機会を確保し、仕事と、子育てや介護等の家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。



## 4 計画の位置付け

---

- 「安芸高田市男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画社会基本法」に基づき定めるものとして、安芸高田市の男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている、区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画としても位置付けています。（基本目標である「多様な働き方を選べる職場づくり」に含んでいます。）
- 国及び広島県の第4次男女共同参画推進計画を勘案するとともに、「第2次安芸高田市総合計画」及び関連する市の計画との整合性を図っています。
- 平成28（2016）年度に市民及び事業所を対象としたアンケート調査を実施し、アンケート結果をもとに、計8回に渡り庁舎内推進委員会・幹事会でプラン内容を検討・精査し、3回に渡り市民や学識経験者からなる審議会において審議を重ねプランを策定しました。（平成29年2月15日から2月24日までパブリックコメントを募集しました。）

### ○ 安芸高田市男女共同参画推進条例【抜粋】

（基本計画）

第8条 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### ○ 男女共同参画社会基本法【抜粋】

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 （略）

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

### ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）【抜粋】

（都道府県推進計画等）

第6条 （略）

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

## 5 計画の期間

---

本計画は、国及び広島県の第4次男女共同参画基本計画を勘案するため、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までの5か年計画とします。

男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会基本法

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をつくる

安芸高田市男女共同参画推進条例

国

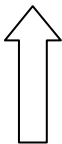
男女共同参画基本計画

安芸高田市男女共同  
参画推進審議会

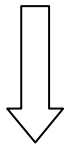
県

広島県男女共同参画基本計画

達成状況  
の報告



達成状況  
への意見



市

安芸高田市男女共同参画推進プラン（第2次）

基本目標

家族みんなで協力し合う家庭づくり

多様な働き方を選べる職場づくり

一人ひとりが大切にされる地域づくり

安芸高田市の現状を踏まえ、3つの基本目標を掲げ各施策に取り組みます。

## 第2章 男女共同参画プラン（第1次）の 点検と評価

---

# 1 第1次プランの概要

第1次プランでは、次の4つの基本目標のもと、各種施策を推進してきました。

基本目標 1	男女平等の意識づくり
基本目標 2	ともに参画する社会づくり
基本目標 3	自立した生き方づくり
基本目標 4	安心して暮らせるまちづくり

今回、第2次プランの策定にあたり、平成28（2016）年9月に実施した市民アンケートの各場面における男女の地位の平等に関する設問の結果等に基づき、第1次プランの評価をまとめました。

## 【市民アンケート調査の概要】

### ○配布数と回収数

	配布数	有効回収数	有効回収率
平成22年調査 （前回調査）	1,000件	396件	39.6%
平成28年調査 （今回調査）	1,000件	362件	36.2%

### ○回答者の属性

単位：%

	性別		年代別				
	男	女	20代	30代	40代	50代	60代以上
平成22年調査 （前回調査）	35.9	52.7	6.6	13.6	16.2	22.0	40.4
平成28年調査 （今回調査）	29.0	71.0	3.3	31.2	42.5	9.7	13.0

※平成22（2010）年調査（前回調査）と平成28（2016）年調査（今回調査）では属性が異なりますので、参考資料とさせていただきます。

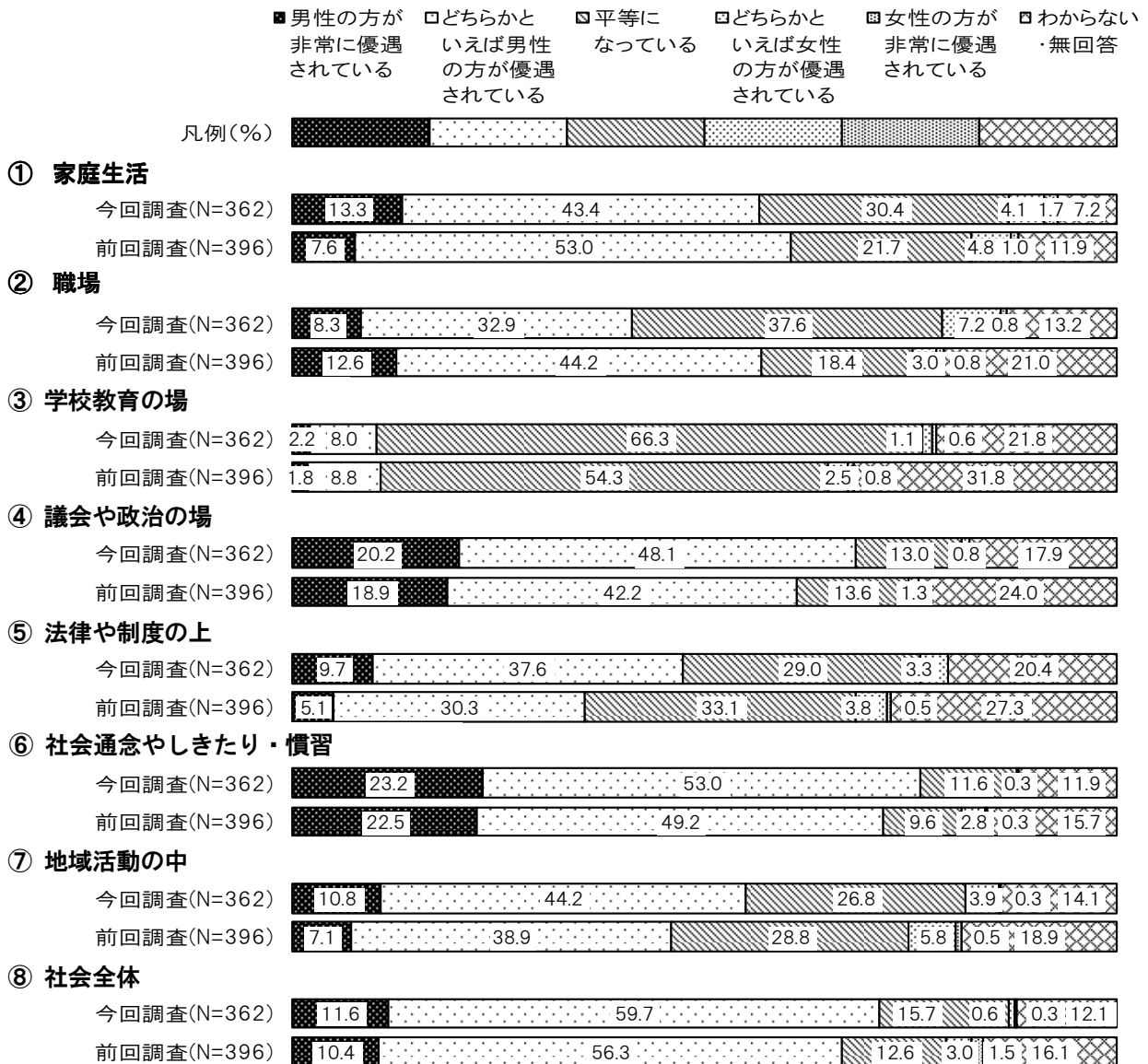
## 2 第1次プランの基本目標の評価

### 基本目標1 男女平等の意識づくり

男女の地位の平等感については、すべての分野で「男性優遇」（「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）意識が「女性優遇」（「女性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）意識を上回っています。「男性優遇」意識の割合が高い順に「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」「議会や政治の場」となっています。一方、「平等になっている」割合が高い分野としては「学校教育の場」があげられます。平成22年に実施した調査（以下、前回調査）と比較すると、「家庭生活」「職場」「学校教育の場」は「平等になっている」意識が確実に高まっていますが、依然として「家庭生活」と「職場」については、「男性優遇」の意識は高い状況にあることに変わりはありません。

このことは、社会全般や地域内での意思決定の場にいる女性の数が男性に比べ少ないことが要因であると考えられます。こうしたことを解消するために、女性が積極的に地域社会へ進出しやすい環境を、地域・家庭・職場からつくる必要があります。

### 各分野における男女平等感



## 基本目標2 とともに参画する社会づくり

男女双方の視点に立ったものの見方や考え方を政策・方針に反映していくことについては、行政内に設置された委員会・審議会のうち女性の参画のある割合は第1次プラン策定時に比べ大きく増えています。委員数については微増にとどまっています。また、市職員における管理職員の割合はむしろ減少しています。

地域活動への参画状況は、平成28（2016）年の市民アンケート調査によると、参加していない方の割合は10%未満で、参加率が非常に高くなっています。

### 行政委員会（地方自治法第180条の5）

年	行政委員会における女性の参画率			委員数に占める女性委員率		
	総数	女性の参画有	割合(%)	総数(人)	女性委員(人)	割合(%)
平成18年	6	1	16.7	54	2	3.7
平成27年	6	3	50.0	50	4	8.0

### 附属機関及びその他法律・条例により設置された審議会、委員会等

年	審議会、委員会等における女性の参画率			委員数に占める女性委員率		
	総数	女性の参画有	割合(%)	総数(人)	女性委員(人)	割合(%)
平成18年	19	14	73.7	430	127	29.5
平成27年	18	16	88.9	387	141	36.4

### 市の管理職（課長相当職以上）の状況

年	職員総数				女性割合(%)	職員に占める管理職の比率(%)		
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)				
平成18年	499	155	344	31.1	15.4	3.9	20.6	
平成27年	383	120	263	31.3				
年	管理職				女性割合(%)	職員に占める管理職の比率(%)		
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)		総数	女性	男性
平成18年	77	6	71	7.8	15.4	3.9	20.6	
平成27年	53	2	51	3.8	13.8	1.7	19.4	

参加している地域活動

地域活動の内容	割合 (%)
PTA・子ども会などの活動	71.8
自治会・女性会・老人会などの活動	45.9
趣味や教養、スポーツ、レクリエーションに関する活動	30.7
リサイクル、環境保護、まちづくりなどの活動	16.6
防災・防犯などの活動	12.7
福祉・ボランティア・NPOなどの活動	9.7
行政の各種委員会や審議会の委員などの公的活動	8.6
職業技術や資格の取得に関する活動	3.9
ホームステイ受け入れや海外ボランティアなど国際交流活動	2.8
その他	1.1
特に参加していない	8.8

(参考) 他市の審議会等委員の状況

(1) 行政委員会(地方自治法第180条の5)

平成27年4月1日現在

市名	行政委員会における女性の参画率			委員数に占める女性委員率		
	総数	女性の参画有	割合 (%)	総数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)
広島市	6	6	100.0	63	13	20.6
呉市	6	4	66.7	59	4	6.8
竹原市	6	3	50.0	30	4	13.3
三原市	6	4	66.7	59	8	13.6
尾道市	6	4	66.7	56	6	10.7
福山市	6	4	66.7	57	7	12.3
府中市	6	4	66.7	42	6	14.3
三次市	5	4	80.0	47	9	19.1
庄原市	6	4	66.7	62	13	21.0
大竹市	6	3	50.0	28	4	14.3
東広島市	6	3	50.0	62	11	17.7
廿日市市	6	5	83.3	42	11	26.2
安芸高田市	6	3	50.0	50	4	8.0
江田島市	6	4	66.7	39	7	17.9

## (2) 附属機関及びその他法律・条例により設置された審議会、委員会等

平成27年4月1日現在

市名	審議会、委員会等における女性の参画率			委員数に占める女性委員率		
	総数	女性の参画 有	割合 (%)	総数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)
広島市	69	68	98.6	1,182	357	30.2
呉市	42	37	88.1	702	163	23.2
竹原市	22	17	77.3	294	66	22.4
三原市	29	26	89.7	458	111	24.2
尾道市	33	27	81.8	530	135	25.5
福山市	56	48	85.7	997	243	24.4
府中市	30	22	73.3	418	102	24.4
三次市	22	22	100.0	306	89	29.1
庄原市	27	24	88.9	383	104	27.2
大竹市	21	15	71.4	238	43	18.1
東広島市	37	33	89.2	548	153	27.9
廿日市市	34	31	91.2	542	132	24.4
安芸高田市	18	16	88.9	387	141	36.4
江田島市	29	26	89.7	425	89	20.9

## 他市の管理職（課長相当職以上）の状況

平成27年4月1日現在

市名	管理職				職員に占める管理職の比率 (%)		
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合 (%)	総数	女性	男性
広島市	647	67	580	10.4	7.1	2.2	9.6
呉市	266	6	260	2.3	12.9	1.2	16.8
竹原市	26	3	23	11.5	10.0	2.7	15.4
三原市	95	21	74	22.1	10.8	8.0	12.0
尾道市	125	20	105	16.0	5.8	1.8	9.8
福山市	306	37	269	12.1	7.7	1.9	13.5
府中市	53	13	40	24.5	11.5	6.7	15.0
三次市	73	16	57	21.9	7.6	3.0	13.0
庄原市	60	7	53	11.7	10.2	3.2	14.4
大竹市	49	8	41	16.3	16.6	9.5	19.4
東広島市	168	35	133	20.8	10.8	6.4	13.2
廿日市市	133	32	101	24.1	12.6	8.2	15.1
安芸高田市	53	2	51	3.8	13.8	1.7	19.4
江田島市	52	11	41	21.2	13.7	8.4	16.5

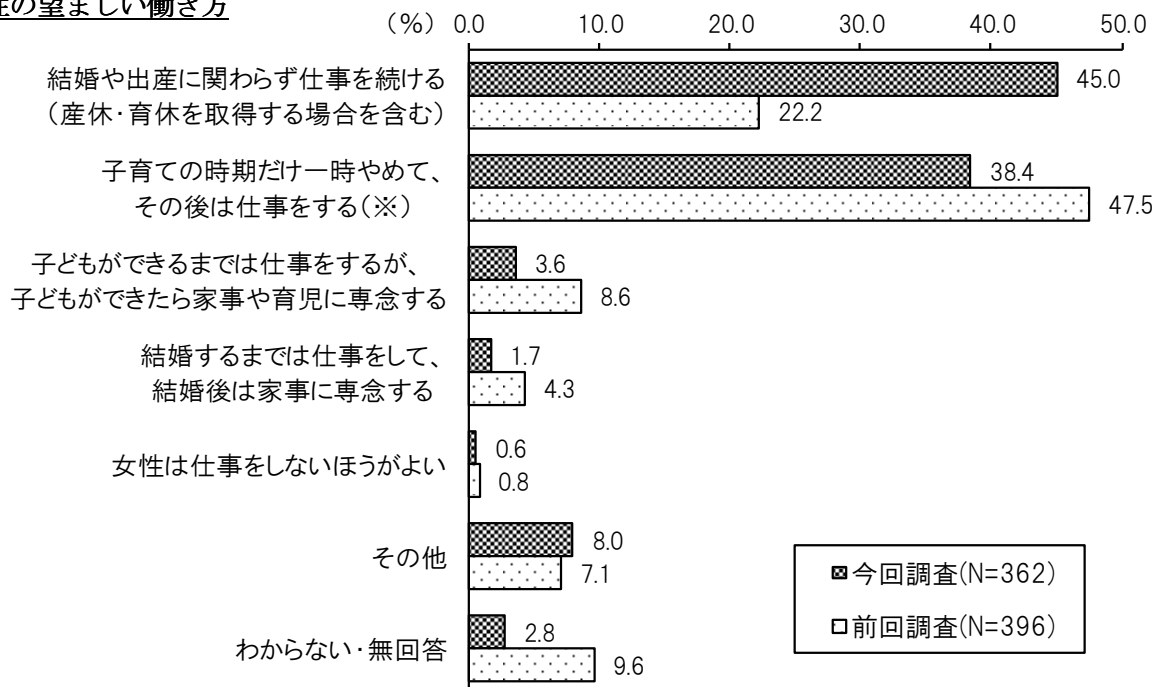


### 基本目標3 自立した生き方づくり

女性の望ましい働き方について、「結婚や出産に関わらず仕事を続ける」と回答した割合は前回調査の2倍以上となっています。自らの意思で人生や生き方を選択し、個性と能力を十分に発揮すべきと思う人が増えたと考えられます。しかし、家事の負担や、夫や子どもの世話の負担が大きいことが、女性が思うように働くことを阻んでいる実態があります。

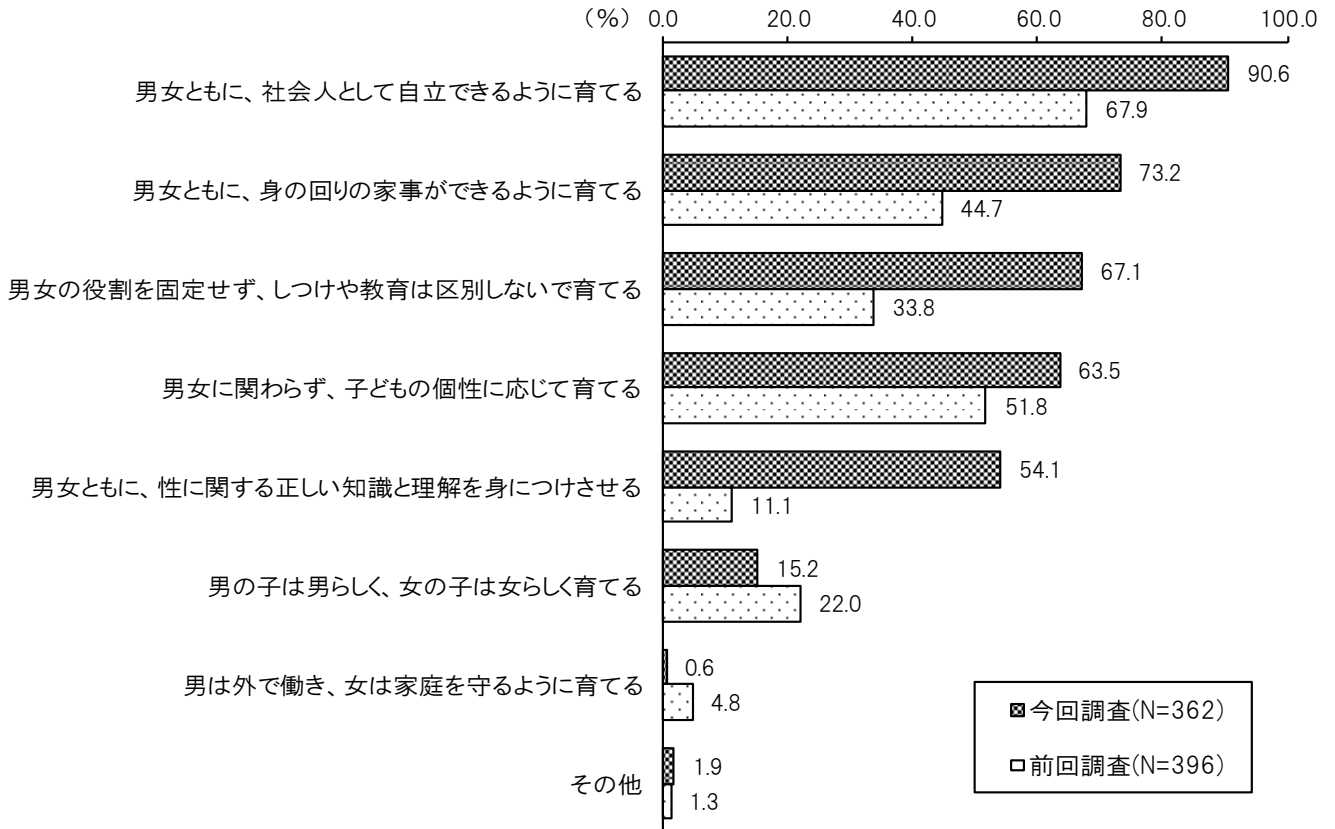
子育てについては、子育て支援センター\*を拠点として相談、情報提供、交流、グループ育成など子育てサポートの充実が図られました。子育ての心身の負担を軽減することは、自立した前向きな生き方に向かう一助となると思われます。「男女ともに社会人として自立できるように育てる」や「男女ともに、身の回りの家事ができるように育てる」と子育てを考える人の割合が前回調査を大きく上回っています。近年、特に子育て世代の親の意識が、男女共同参画社会づくりに協調する方向性を持っており、この世代をいかに男女共同参画に巻き込んでいくかがその社会づくりの今後の大きなポイントとなると考えられます。

#### 女性の望ましい働き方

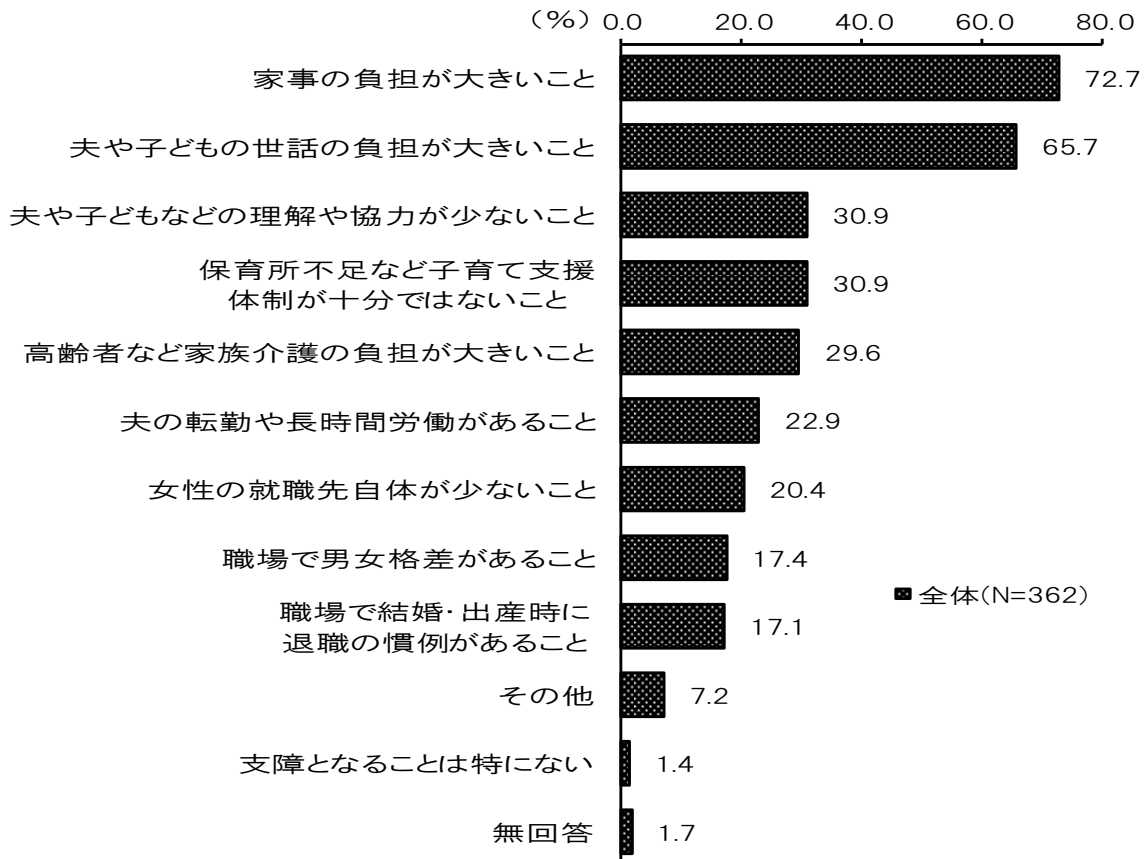


※今回調査については、前回調査と比較するために「フルタイムで仕事をする」と「パートタイムで仕事をする」を合算している。

## 子どもの育て方



## 女性が働く上で、支障となること



## 基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

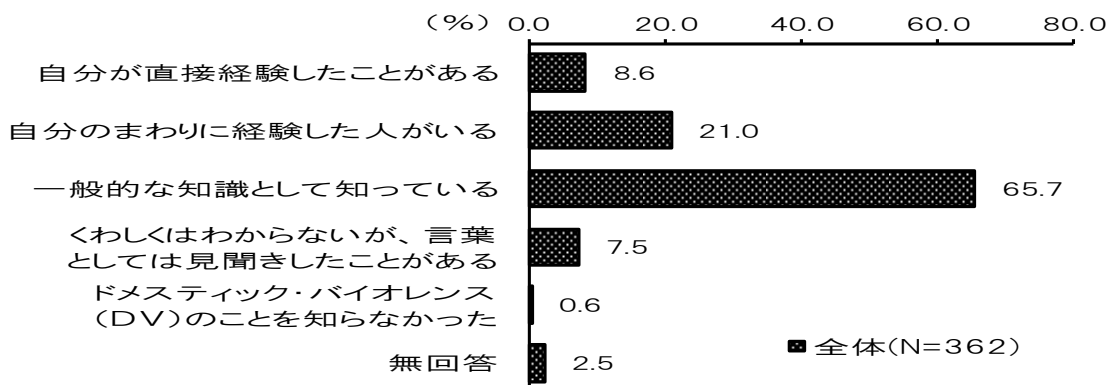
福祉のまちづくりの観点から、一人ひとりのライフステージ\*に応じた健康対策を推進するとともに、女性の生涯を通じた健康づくりを支援する各種健康づくり事業に取り組みました。また、地域包括支援センターの設置や介護サービスの拡充、地域密着型サービスの創設など、地域において可能な限り安心して生活できるための制度・施策を推進し、成果が徐々に出てきています。

災害時における安全の観点から、住民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本を定めた地域防災計画をもとに、自主防災組織の設立推進や訓練、出前講座など運営に、住民と行政が協力しました。

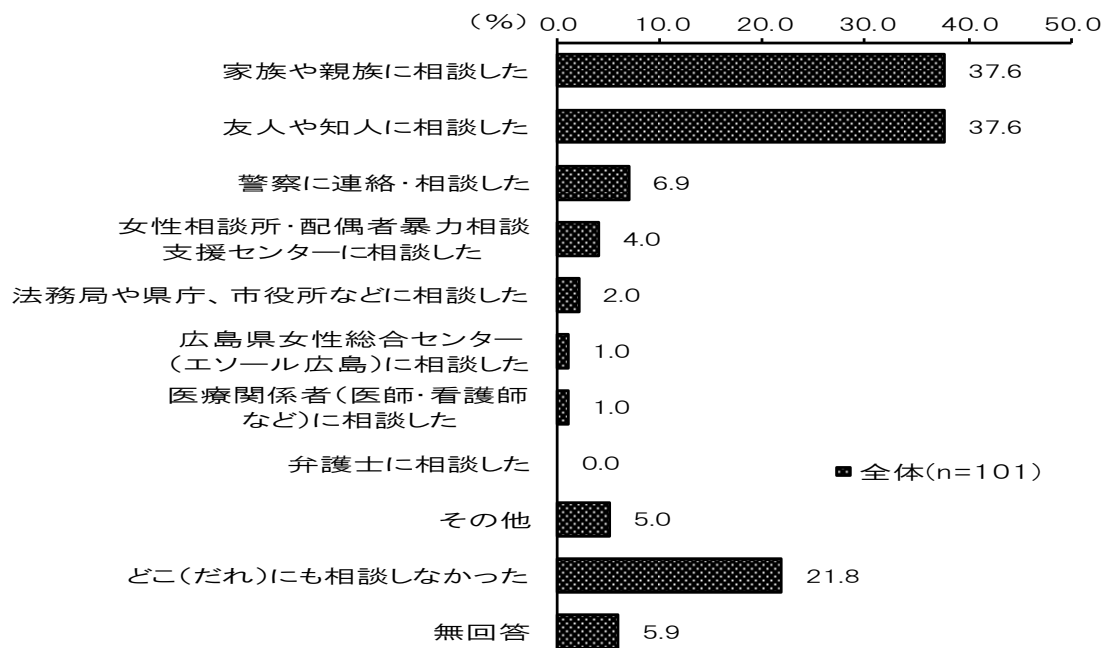
若者が定住する基盤として、光ファイバーによるブロードバンドの整備\*は、これまでの都市と田舎（中山間）の格差を埋め、今後、超少子高齢化を迎える安芸高田市において、地域医療・教育・物流が都会並みのサービスに発展する可能性を秘めていると考えられます。

配偶者等に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））については、「自分が直接経験したことがある人」及び「自分のまわりに経験した人がいる」割合は約3割に及びそのうち「どこ（だれ）にも相談しなかった」人の割合が約2割となっています。引き続き、被害者が相談しやすい環境づくりや援助を求めやすくする環境を整える必要があります。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）の経験について



### DV 経験者の相談状況



### 3 第1次プランの評価のまとめ

---

「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されて17年が経過しました。この間に、さまざまな分野で男女共同参画に関する取り組みが行われ、それに伴い社会情勢も大幅に変化してきました。第1次プランは、広い分野にわたる施策の展開と意識啓発の取り組みが中心でした。本市においては、平成21（2009）年に「安芸高田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会を早期に実現する決意のもと取り組んでまいりましたが、学校教育など成果が顕著な分野もある一方で、地域活動における男性優遇意識などまだまだ課題は山積しています。

第2次プランでは、この第1次プランにおける成果と課題を踏まえ、市民にとってシンプルで分かりやすく実効性の高いプランとし、家庭・職場・地域などあらゆる分野で女性の人権が最大限尊重され、それぞれの場所で女性が活躍する視点で策定します。



## 第3章 基本となる施策の方向と具体的施策

---

# 1 プランの基本理念

「創造しよう 男女共同参画で人がやさしくつながる田園文化都市」  
～家庭・地域・職場すべての場所で一人ひとりの人権が尊重され、  
自分らしさであふれる安芸高田市～

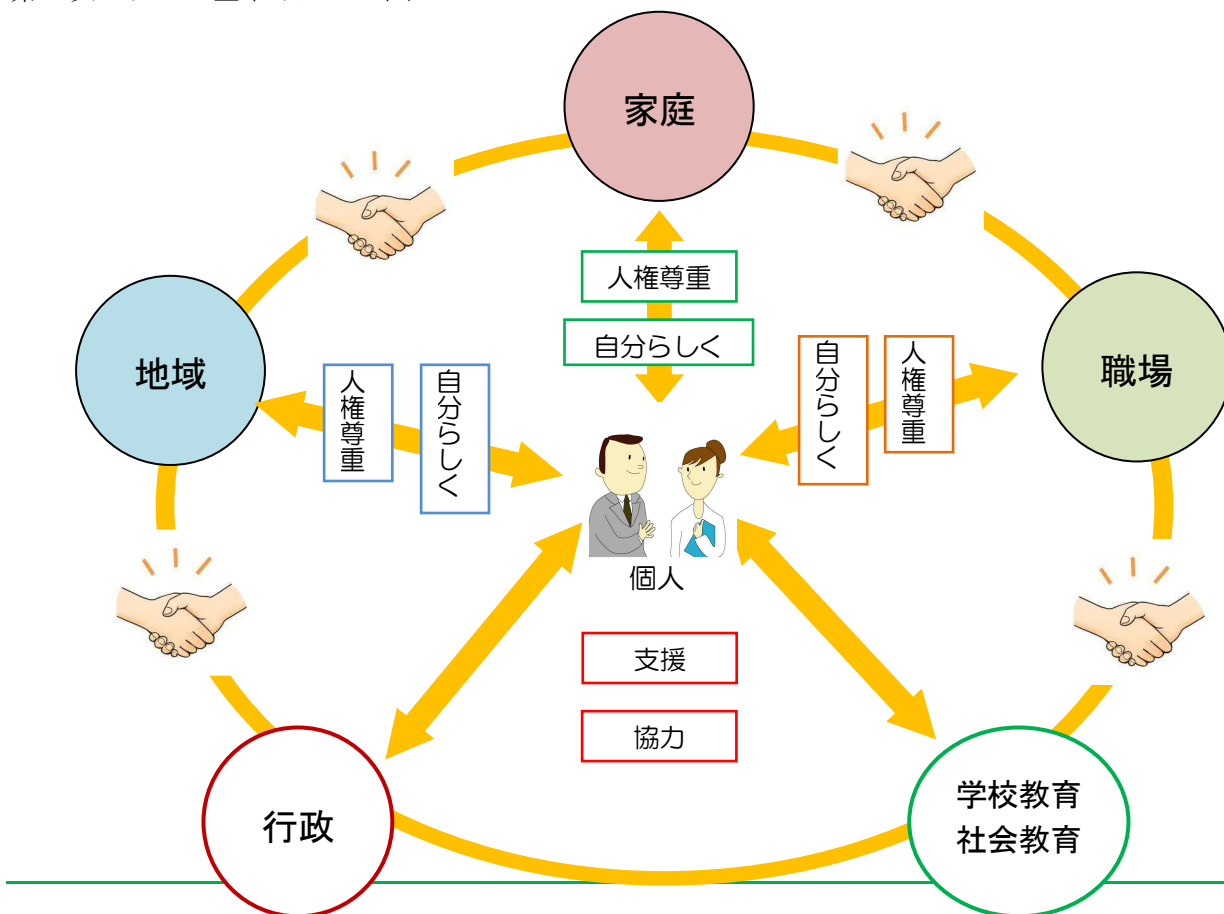
第2次プランでは、家庭・地域・職場で一人ひとりの個人の人権が最大限尊重され、それぞれの場所で自分らしい能力が最大限発揮される環境づくりをめざします。特に性別による固定的な役割分担等を反映した制度や慣行が、男性に比べ女性が自分らしい能力を発揮することに不利となっている場面も多々あり、それを解消していくことは大きな課題です。

そのために、家庭・職場・地域での女性の人権尊重における課題を整理し、それぞれの場所で行政や教育機関と連携し解決するための取り組みを第2次プランに掲げます。

また、平成28（2016）年4月より女性活躍推進法が施行されたことを受け、職業生活において女性の活躍を推進することはもちろん、地域における潜在的な女性の力をまちづくりに生かすことも期待されます。

地域や家庭、職場で女性がいいきと輝き、女性ならではの視点が男女共同参画のまちづくりに活かされ、人がやさしくつながる田園文化都市を目指します。

第2次プランの基本イメージ図



## 2 プランの基本目標

---

男女共同参画社会の実現を目指し、プランの基本理念に基づいて、次の基本目標を掲げ積極的に施策を推進します。

- 基本目標 1 家族みんなで協力し合う家庭づくり
- 基本目標 2 多様な働き方を選べる職場づくり
- 基本目標 3 一人ひとりが大切にされる地域づくり

### 基本目標 1 家族みんなで協力し合う家庭づくり

#### ① 男性の積極的家庭参画の促進

「男は仕事、女は家庭」と決めつける観念・しきたりに反対する意識が増えつつあるものの、実態としては未だ女性が家事をこなすことが当然で女性に負担がかかり、女性が社会的進出や自己実現をしにくい状況にあります。

家庭生活は例えば家族みんなで作るととても大切な時間という考えや、子どもが豊かに育つために今できることをしようという思いに立てば、男性も女性も協力していくのが自然な姿だととらえられます。

#### ② 生涯にわたる健康づくり

自分の心身の健康を大切にすることが、自分らしく生活することや、自分と同じように人を尊重することへとつながります。家族みんなでお互いの健康を守る取り組みが必要です。

#### ③ 困難を抱えた人が守られる環境づくり

憲法において生存権が保障され、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があります。困難を抱えた人・家庭を支援し、生存権が保障され、自分らしく生きる環境をつくりま

す。

### 基本目標 2 多様な働き方を選べる職場づくり

#### ① ワークライフバランス\*の環境づくり

自分の時間を保障されることは、ゆとりのある暮らし、生き方につながります。男性が家事に参加することはもちろん、より質の高い家庭生活や地域社会への貢献にもつながります。

#### ② 個性と能力を發揮できる環境づくり

女性の感性・視点を活かした経済活性化が求められる時代になっています。女性が生涯にわたって正社員として働き続けることのできるライフサイクルに応じた働き方や、個人の能力の多様性を活かした働き方へシフトすることが時代のながれとなりつつあります。

### 基本目標3 一人ひとりが大切にされる地域づくり

#### ①いきいきと活動できる環境づくり

地域の元気創出や課題解決のためには、次々と新しい自発的な活動が生まれることが理想です。そのためには、男性も女性も自由に自分らしさを発揮できる風通しの良い環境づくりが重要です。

#### ②多様な視点を活かした環境づくり

多様な人それぞれの個性を認め、活かし、支えあう地域社会は、そこに暮らす人みんなが暮らしやすい環境へとつながります。様々な人の視点からやさしい地域づくりに取り組みます。

これらの基本目標に取り組み、安芸高田市の男女共同参画の進み具合について総括目標を次のとおり設定します。

#### 総括目標

指 標 名	平成28 (2016) 年度	平成33 (2021) 年度
社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合	15.7%	30.0%

具体的施策の個別目標は、[37～39ページ](#)に記載のとおり設定しています。



### 3 施策の方向

#### (1) 基本目標1 家族みんなで協力し合う家庭づくり

アンケートでは性別役割分担意識にとらわれない人が徐々には増えていますが、実態としては依然、女性に家事や育児、介護の負担が大きくかかっている現状があります。男性が家事や育児、介護にほとんど参画していない状況が、女性をこれまでどおり性別役割に縛り続け、社会全般の性差別の潜在意識を再生産していくことが懸念されます。

また、一人ひとりが自分らしく生きるためには、心身ともに健康であることがとても大切です。同時に、すべての人が自分らしく生きることを実現するには、支援が必要な人に寄り添い、支えることのできるやさしい地域社会づくりも必要です。そのことは、すべての人にとって安心して暮らしやすいまちづくりにもつながります。

##### ①男性の積極的家庭参画の促進

(目指す姿)

- ワークライフバランスにより男性が家庭に参画する時間が確保されています。
- 男性が性別役割分担意識を見直し、家事や育児・介護に積極的に関わることで、女性の負担が軽減しています。
- 男性が子育てなど家庭生活に参画することで、実りある充実した時間が増え、自らの暮らしの質を積極的に高めるため、更に関わろうとしています。
- 子どもが親の姿をみたり手伝いなどを通して、男性も女性も協力して家事など家庭生活を送ることが当然であることを認識しています。

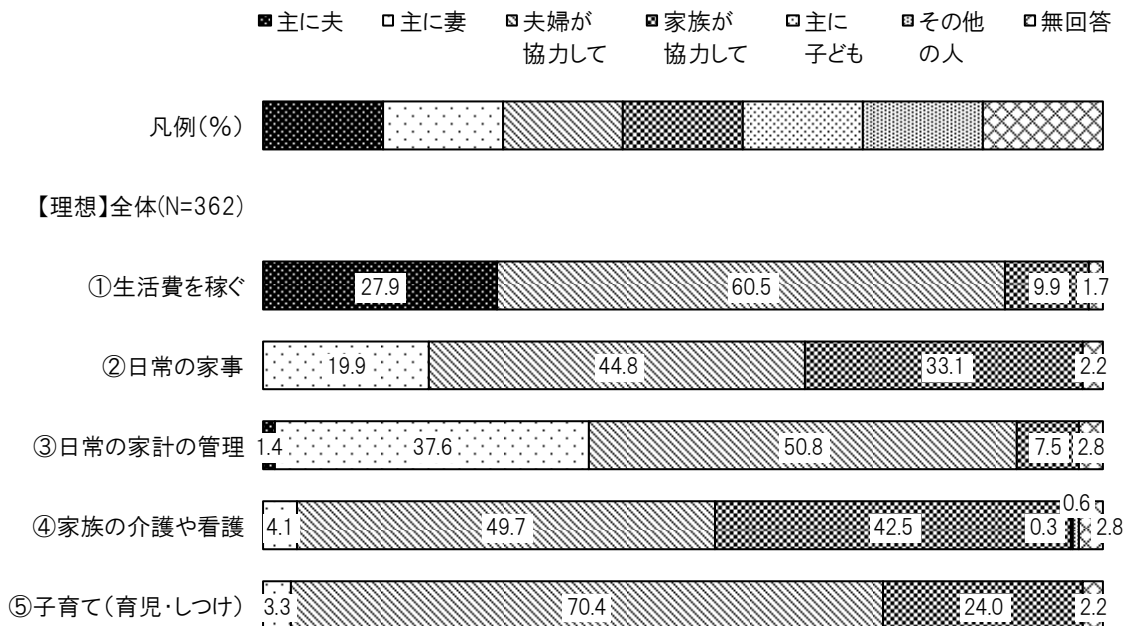
(現状と課題)

- 夫が家事、育児、介護などに関わる時間は、共働きの場合でも、妻4時間28分に対し、夫35分で、女性が主に家事、育児、介護などを担っている実態があります。(広島県)
- 日常の家事の約70%を妻が担っています。(平成28年度市民アンケート調査 P.22 グラフ1)
- 育児は約70%が夫と妻が協力してするべきと考えていますが、実際に協力しているのは約40%にとどまっています。(平成28年度市民アンケート調査 P.22 グラフ1)
- 女性が働く上で支障となることについて、約70%の人が家事の負担、夫や子どもの世話の負担が大きいことと回答しています。(平成28年度市民アンケート調査 P.23 グラフ2)
- 男性の家庭への参画が進んでいない要因として、子育て世代の男性のうち5人に1人は週60時間以上働いているなど、長時間労働の常態化が挙げられます。
- 男性の育児休業の取得促進や、長時間労働の縮減など職場環境の整備に加え、男性の家庭への参画について、経営者や管理職の理解を促進し、地域社会全体の機運醸成を図る必要があります。
- 男女平等意識の育成のため学校で力を入れるべきこととして、61%の人が男女ともに家事や育児・介護について学習する時間を設けることを回答しています。(平成28年度市民アンケート調査 P23 グラフ3)

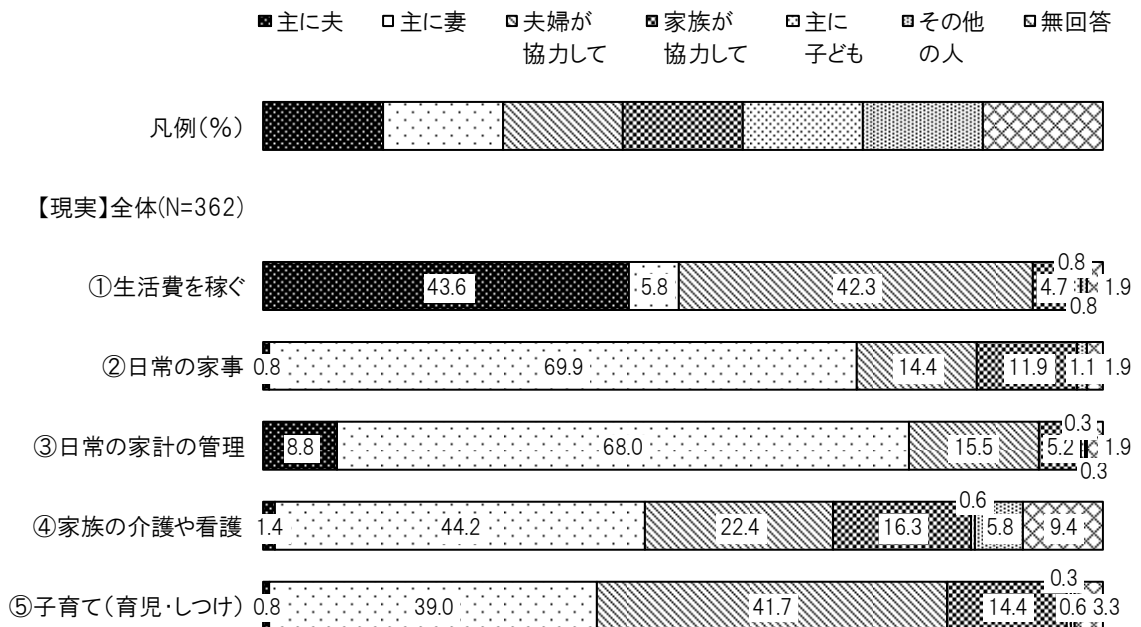
家庭内の仕事の分担について

グラフ1

(1) 理想とする分担

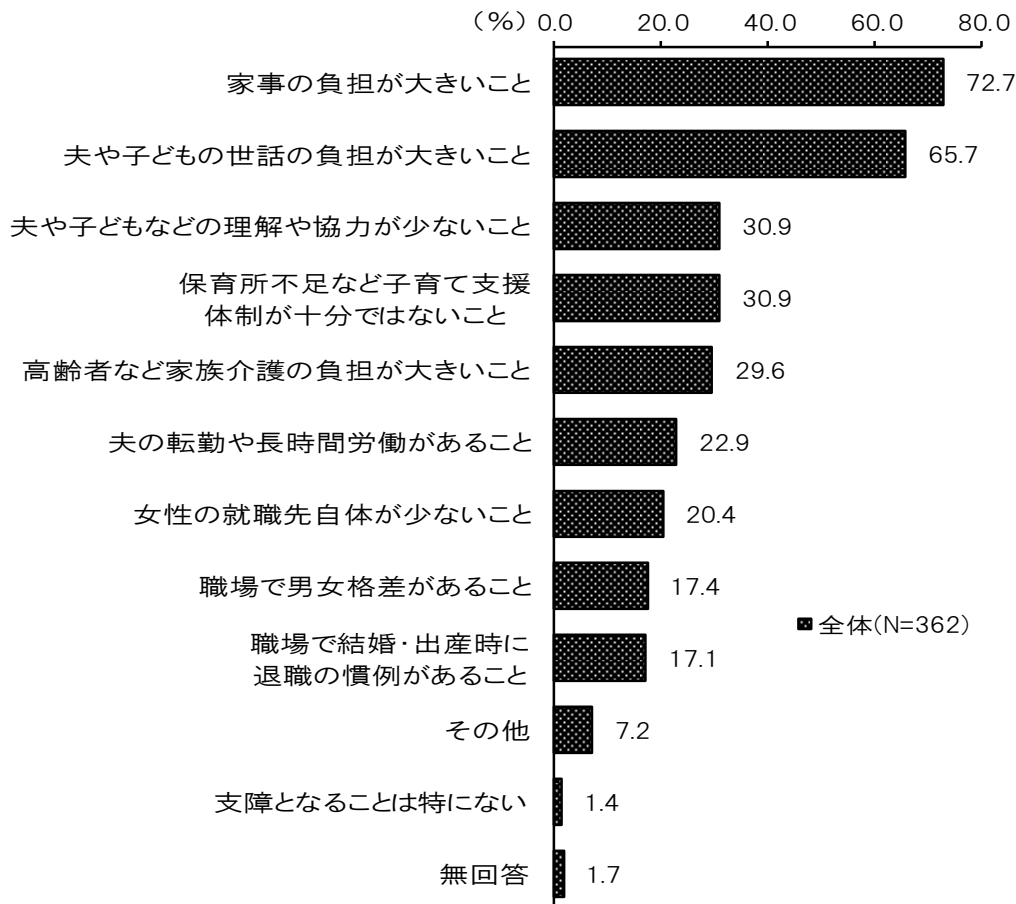


(2) 実際の分担



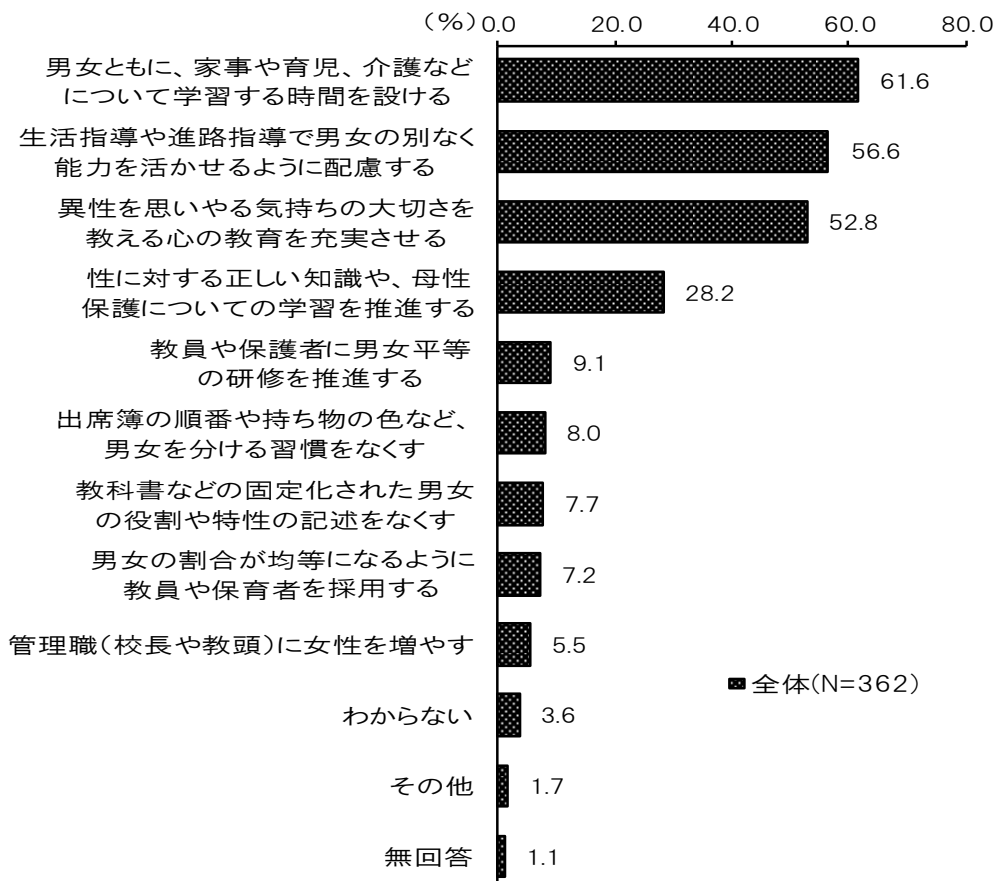
女性が働く上で支障となること（再掲）

グラフ2



男女平等意識の育成のために学校で力を入れるべきこと

グラフ3



(具体的施策)

●男性の意識改革

内 容	担 当 課
「親の力」を学びあう参加学習型プログラム*を用いた講座を開催します。	生涯学習課
青少年育成市民会議での子育てコーチング*講座を開催します。	人権多文化共生推進課
男性の側からジェンダーフリー*について考える講座を開催します。	人権多文化共生推進課
男性の家事参画サークルを育成します。	人権多文化共生推進課

●家庭生活の充実感を高める

内 容	担 当 課
ブックスタート事業*により家庭内の読書活動を推進します。	生涯学習課
男性を対象とした食育や料理教室を開催します。	保健医療課

②生涯にわたる健康づくり

(目指す姿)

- 性別に関わりなく誰もが生涯にわたり心身ともに健康に暮らすことができるよう、各ライフステージにおいて、性差に応じた的確な健康対策が進んでいます。

(現状と課題)

- 女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意することが必要です。

(具体的施策)

内 容	担 当 課
乳幼児期から高齢期の各段階に応じた健康教室を開催します。	保健医療課
乳がん・子宮がんの健診体制を整備し、健診結果のフォローアップ*体制を強化します。	保健医療課
安心して妊娠・出産ができ、すべての子どもが健やかに育つよう、妊娠期から思春期まで切れ目のない支援をします。	保健医療課

### ③困難を抱えた人が守られる環境づくり

(目指す姿)

○ 生活上の困難を有する人が、性別に関わりなく安心して暮らせる環境が整っています。

(現状と課題)

- 介護は育児と異なり突発的に問題が発生することや、介護を行う期間・方策も多種多様であることから、仕事と介護の両立が困難になることもあります。
- 介護者は、働き盛りで企業の中核を担う労働者であることが多く、管理職など職責が重い場合も少なくありません。
- 実際に在宅で介護を担っているのは多くが女性であり、介護の負担によって離職を余儀なくされる介護離職は社会問題となっています。
- 晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加しており、特に、女性については、出産や育児などによる就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景に、貧困などの困難に陥りやすい状況にあることが指摘されています。
- 性的志向や性同一性障害を理由として生活が困難な状況に置かれている場合や、高齢、障害などにより、安心して暮らす上で様々な障壁に直面したり、同和問題その他人権を侵害される問題で生活上の困難が生じていることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合は、人権侵害があってはならないなどの人権尊重からの配慮が必要です。

(具体的施策)

内 容	担 当 課
介護保険による介護サービスの充実及び利用を促進します。	高齢者福祉課
住み慣れた地域や自宅で自分らしい生活を継続するため、転倒防止・認知症予防・健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ることを目的とした介護予防教室などを開催します。	高齢者福祉課
高齢者が在宅で生活するために必要な生活支援サービスを充実します。	高齢者福祉課
障害者基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制の構築により、障害種別、年齢、性別を問わない総合的な相談支援を実施し、障害児・者やその家族等に対する支援の充実を図ります。	社会福祉課
低所得者に対して性別に関わりなく人としての尊厳が保たれるよう相談に対応し、最低生活の保障と自立支援に取り組みます。	社会福祉課
子育て世帯や重度心身障害者、ひとり親家庭に対する医療費の一部助成を行うとともに制度の周知に取り組みます。	保健医療課
女性に対する暴力の発生を防ぐ安心・安全なまちづくりを推進します。また、DV 被害者が相談しやすい環境の整備や、専門相談員の育成・資質向上、被害者の社会復帰に向けた支援の充実に関係機関と連携し、取り組みます。	危機管理課
外国籍市民が、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決できるよう、多言語での情報提供や相談事業など、多文化共生のまちづくりを推進します。	人権多文化共生推進課
市民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合う社会づくりに向け、人権教育・啓発を推進します。	学校教育課・生涯学習課 人権多文化共生推進課



## コラム1 なぜ男女共同参画？



私の周囲にいる女子学生の多くは「高校まで女として差別された経験など、ほとんどない」と言います。また、女であること、女らしさを上手にを使って、したたかに生きている女性や、専業主婦として保護される境遇をシアワセと感じて生きている女性もいます。さらに男性のなかには「カアチャンの尻に敷かれている。男性差別も考えてほしい。」など冗談めかして言う人もいます。

個々のケースはいろいろあるでしょうし、男女共同参画を推進していくことは、他人の生き方に介入し、どうこういう問題ではありません。専業主婦としての生き方も、本人の選択の結果なら尊重するのは当然です。問題は、働きたい女性にとって働く場が限られていたり、女性の賃金は平均すると男性の半分以下だったり、育児・介護といったお金にならない無償労働の9割を女性が担っているということです。

また、国会議員の女性は10%、民間の女性の管理職は7%、自治体も課長以上になると3%、大学教員は教授は10%も満たないのに講師は24%と職階が低いほど女性の比率が高くなっています。日本の女性は世界でも稀有な高学歴なのに政治的・経済的・社会的・文化的地位はけっして高くありません。つまり多くの女性がものごとを決めるところにいないため、社会を動かす舵とりができないのです。

こうした女性の経済的・社会的・政治的地位の低さが女性の人間としての尊厳を侵害する、つまり人権侵害である女性に対するドメスティックバイオレンスなど暴力も生んできたのです。

(解放出版社『知っていますか？ジェンダーと人権』船橋邦子 著より一部抜粋)

## (2) 基本目標2 多様な働き方を選べる職場づくり

働くことは生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあります。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関係なくその能力を発揮できる地域社会づくりは、必要不可欠な課題です。

特に、女性が子どもを出産した後の就業について、育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法に則った支援はもちろんのこと、子育てしやすい多様な働き方を各事業所等で制度化し、運用する取り組みが求められています。

### ①ワークライフバランスの環境づくり

(目指す姿)

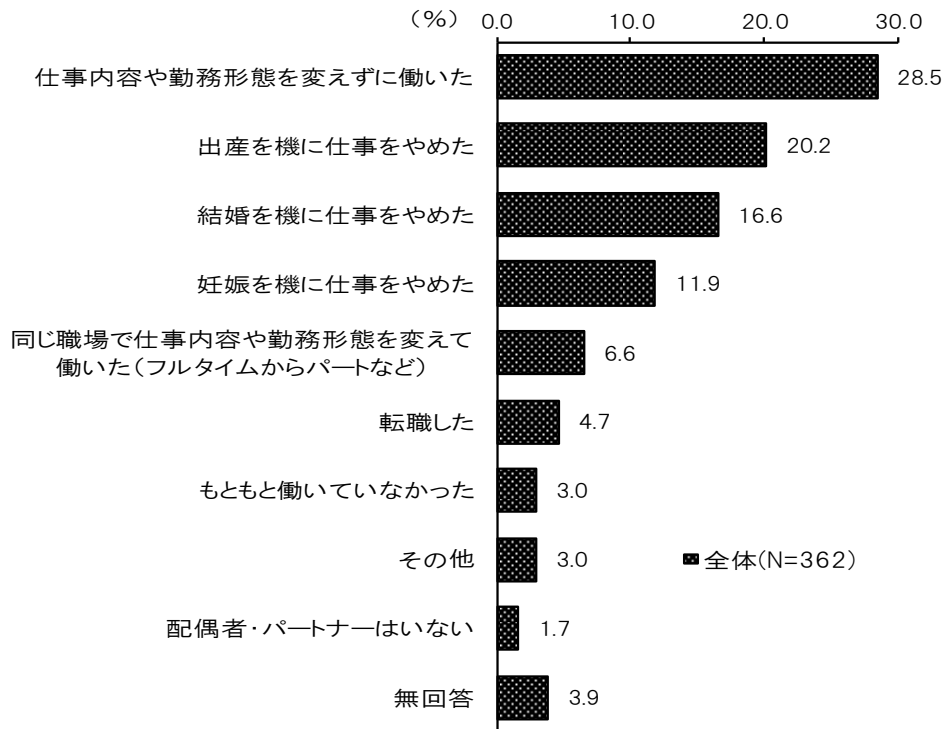
- 1日の中で自分のための時間が約束され、精神的なゆとりがあります。自分の成長や家族のコミュニケーション、人との豊かなつながりのための時間が生まれます。
- 従業員の仕事と家庭との両立を会社が支援することで、人にやさしい社会づくりに貢献すると同時に、従業員が辞めることなく働き続け、長く活躍しています。

(現状と課題)

- 働く女性のうち約6割が結婚・出産を機に離職し、女性が働くうえで支障となることについて約7割が家事の負担が大きいことと回答しています。(平成28年度市民アンケート調査 P23 グラフ2・P28 グラフ4)
- 夫である男性の長時間労働により、家事や育児、介護が女性の大きな負担となっています。
- 長時間労働は子育て中の母親にとって、働き続けることの最大の妨げになっています。2010年に改正育児介護休業法が施行されて、時短勤務(1日6時間)が男女とも3歳までの子どもを養育する労働者に認められるようになりましたが、制度はあっても運用の問題が大きく立ちはだかっている現状があります。
- 長時間労働が常態化することは、家庭生活やボランティアなどの地域生活への参画、健康づくりや能力開発などを楽しむことなどによる豊かな生活の実現を困難にさせるとともに、生産性の低下など様々な問題を生じさせる恐れがあります。
- 少子高齢化が進展するなか、働きながら介護する人がますます増加していくことが予想されま
- 育児休業の取得率が23%、介護休業の取得率2%に留まっています。(平成28年度市民アンケート調査 P28 グラフ5・P29 グラフ6)
- 仕事と家庭生活の両立を67%の人が理想としていますが、現実には35%に留まっています。(平成28年度市民アンケート調査 P29 グラフ7)

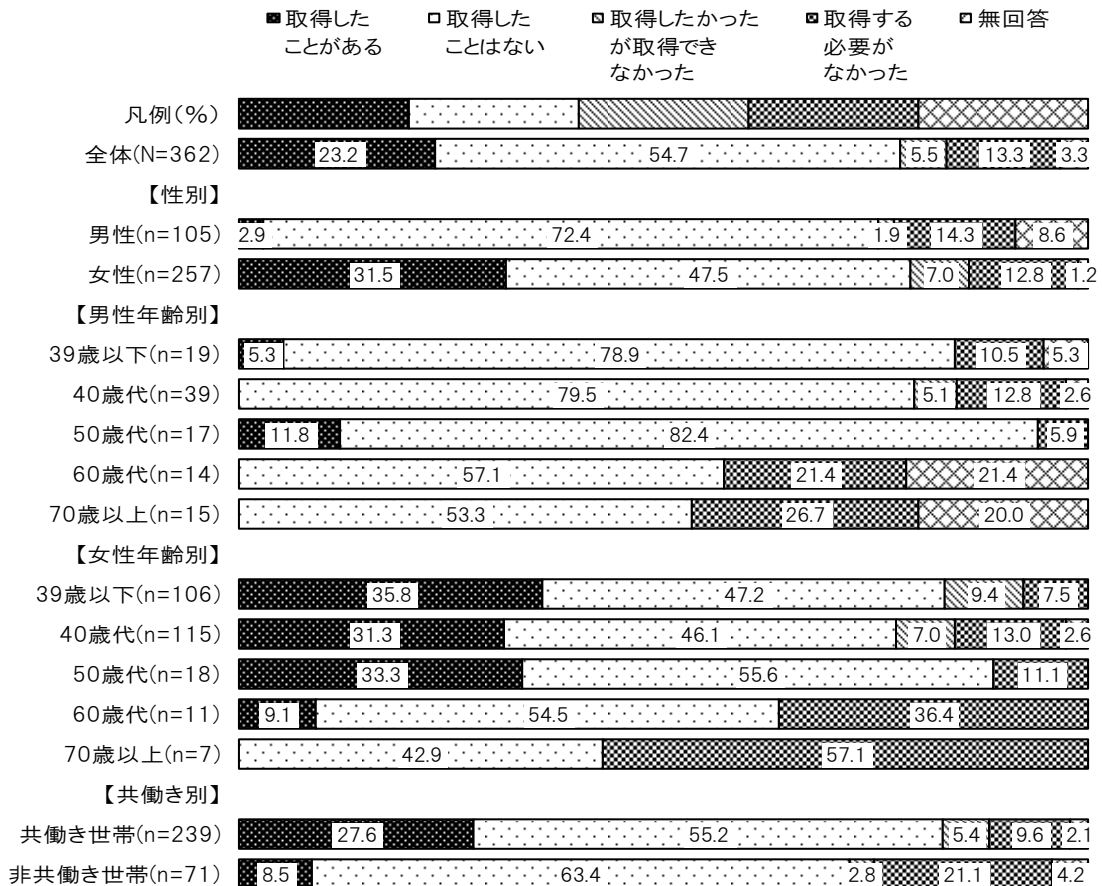
結婚や妊娠・出産時の働き方の変化

グラフ4



育児休業の取得状況

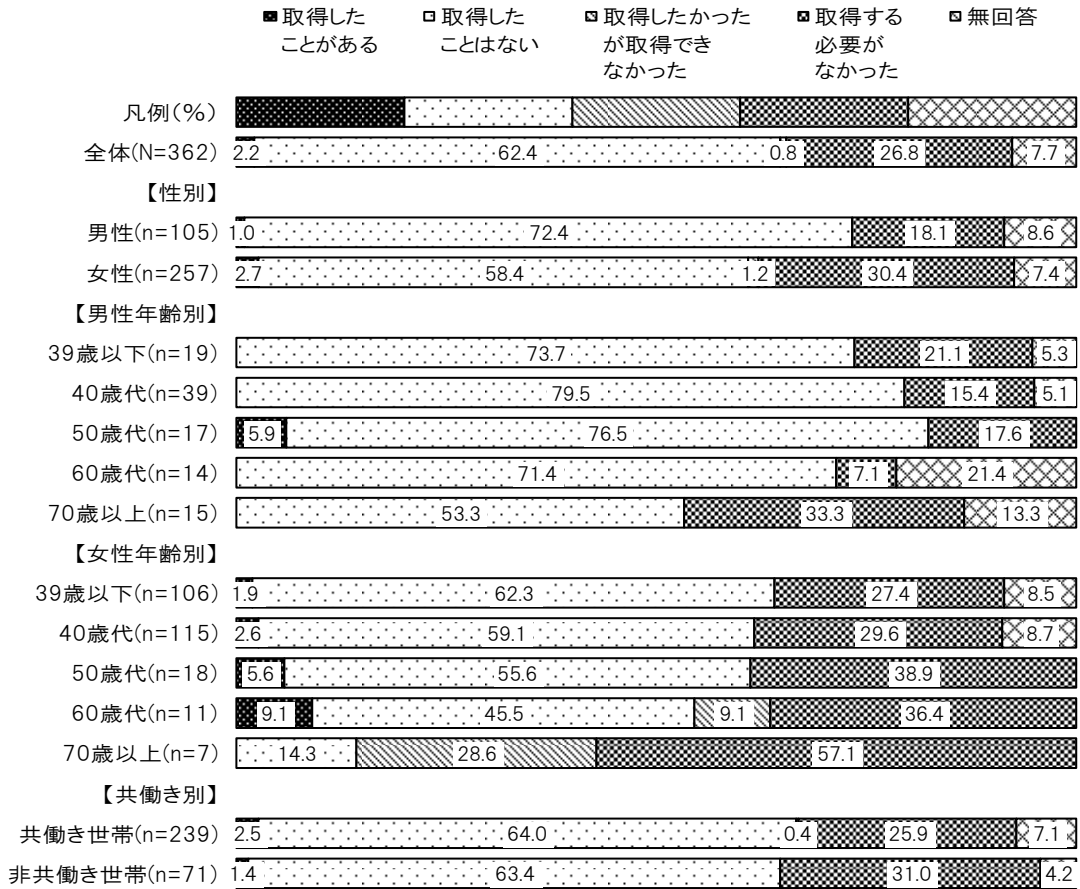
グラフ5





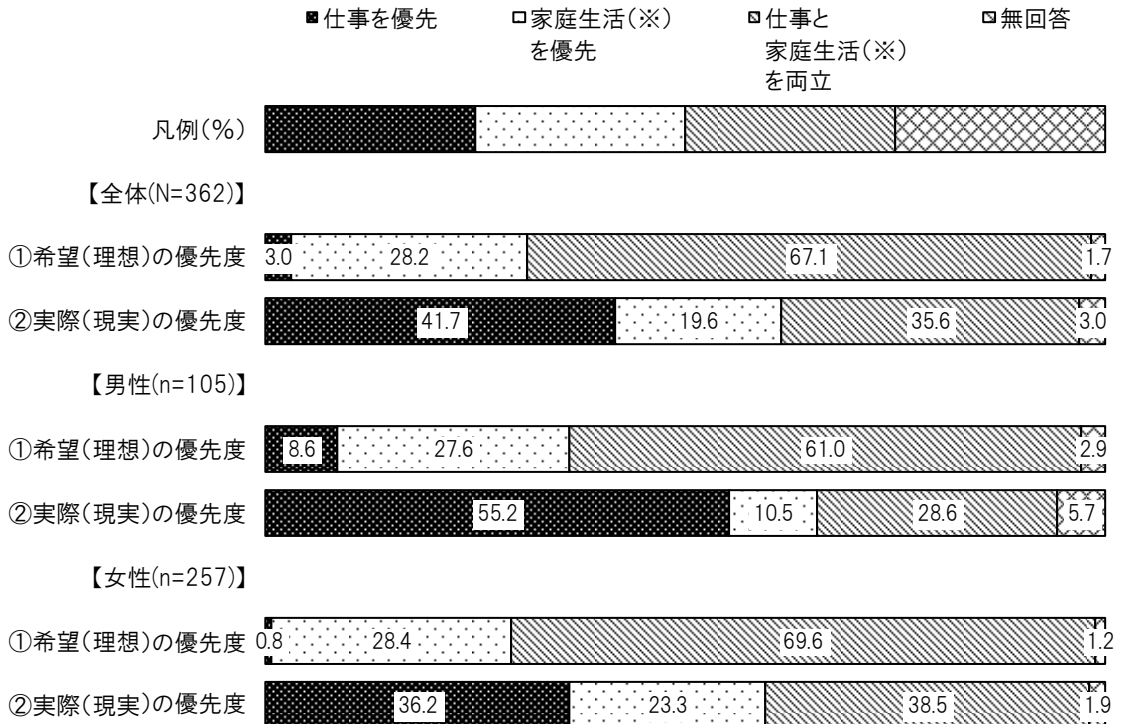
介護休業の取得状況

グラフ6



日常生活の理想と現実について

グラフ7



※プライベートな時間

(具体的施策)

内 容	担 当 課
「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま*」と連携して、積極的にワークライフバランスに取り組む企業の事例紹介や多様な働き方などのセミナーへの参加、イクボス同盟ひろしま*を通じた育児・介護休業などの取得促進など、誰もが働きやすい職場環境の整備について事業所への啓発を推進します。	人権多文化共生推進課
仕事も生活も重視する「働き方」と「休み方」の普及啓発などの取り組みにより、長時間労働の是正と休暇取得の促進を図ります。	人権多文化共生推進課 総務課 教育総務課
育児・介護休業法、介護保険法などの周知を図るとともに、各事業所の次世代育成支援対策推進法*に基づく一般事業主行動計画の策定・実施を促進します。	人権多文化共生推進課 総務課
長時間労働の削減等の働き方改革に向け、夏の時期に「朝型勤務」や「フレックスタイム制*」を検討し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていく国民運動「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」を検討します。	人権多文化共生推進課 総務課

②個性と能力を発揮できる環境づくり

(目指す姿)

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な職場において、性別に関わりなく誰もがその個性と能力を十分に発揮し働くことができる雇用環境が整っています。</li> <li>○ 農林水産業や商工業等の事業活動や創業において、性別に関わりなく誰もが個性と能力を十分に発揮することのできる環境が整っています。</li> <li>○ 再就職等、就業を希望する女性が、早期に、希望する形で就職することができる環境が整っています。</li> </ul>
--

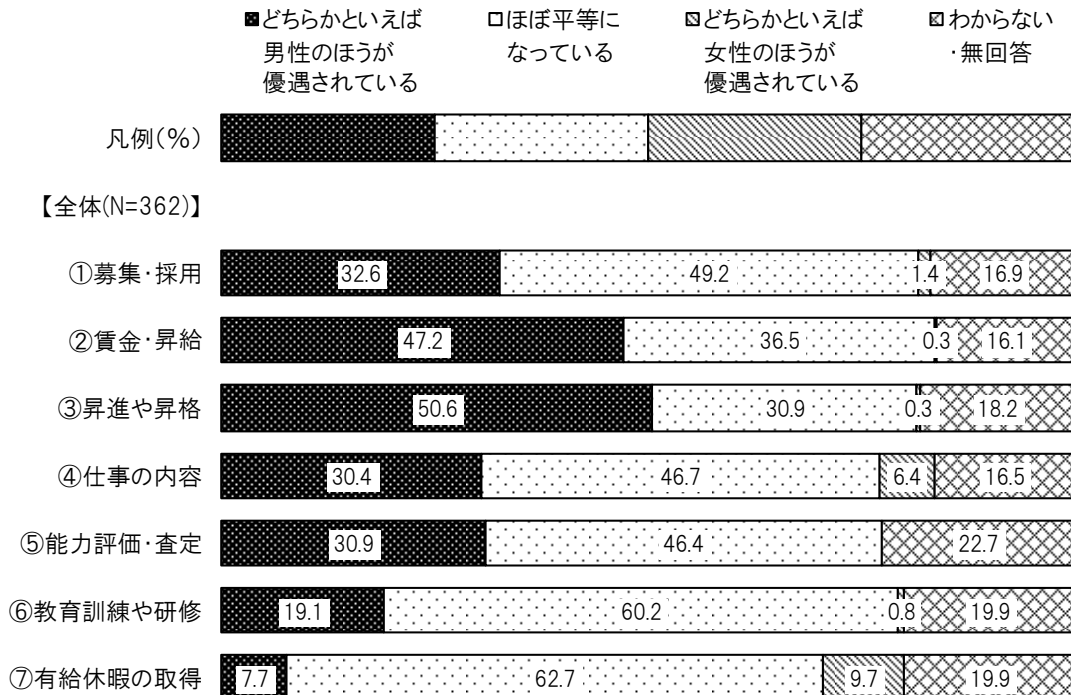
(現状と課題)

- 様々な職場において女性の活躍が進むことは、性別に関わりなく誰もが仕事と生活の充実を図りながら暮らすことができる地域社会の実現にもつながります。
- また、少子高齢化の進行により、生産年齢人口の減少が予測され、地域経済の活力低下が懸念される中、企業においては人材活用の幅を広げ、より多様な人材の能力を生かしていくことが大きな経営課題となっており、様々な職場での「女性の活躍」が一層期待されています。
- 未だ多くの企業や団体において、女性が限られた職務に配置され、管理職に占める女性の割合が低い状況にあることなど、依然として男女間の格差が存在し、女性はその能力を十分発揮しているとは言い難い状況にあります。
- 職場における男女の扱いで男性が優遇されていると回答した人の割合は、「昇進や昇格」(50%)及び「賃金・昇給」(47%)が高くなっています。(平成28年度市民アンケート調査 P31 グラフ8)
- 農林水産業や商工業等の事業活動において、女性は生産・経営の担い手として、重要な役割を果たしていますが、方針決定過程に参画する女性の割合は低い状況にあります。

- 子育て中の就業していない女性の多くは、いつかは働きたいと考えていますが、「家事・育児のために仕事が続けられそうにない」という理由で就職活動を行っていない人が少なくありません。
- 平成26年度に実施した広島県職場環境実態調査によると、パートを含む女性従業員の8.0%, 男性従業員の0.8%がセクシャルハラスメントの被害を「受けた」と回答しています。

### 職場における男女の扱いについて

グラフ 8



(具体的施策)

内 容	担 当 課
在宅ワークなどの多様な働き方の提案を行って就労機会の充実を図ります。	商工観光課
ハローワーク、安芸高田市商工会等の関係機関と連携を図りながら、子育て中や子育て後の女性とその能力を発揮できる就職活動を支える環境をつくります。	商工観光課
雇用の場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント*、マタニティハラスメント*の防止対策を推進します。	人権多文化共生推進課
市役所内の管理職登用など女性職員の活躍に向け、女性職員を対象とした研修を実施します。	総務課
能力と適性に応じた市役所女性職員の管理、監督者への登用を進めます。	総務課
次世代の働き手である子どもたちが、社会の多様性を理解し、自分らしさを発揮できる働き方等について考える機会を提供します。	人権多文化共生推進課 学校教育課
職場体験学習など学校外の教育資源を活用したキャリア教育*を充実します。	学校教育課



## コラム2 「ワークライフバランス」を実現させるには？



「ワークライフバランス」を浸透させるには5つのポイントが必要とされています。第1は、仕事内容の「共有化」「見える化」を実現し、誰が急に休んでも支障のないビジネス体制を構築すること。第2に、経営陣が率先して「ワークライフバランス」を経営戦略として明確に打ち出し社員に浸透させること。第3に、「ワークライフバランス」を報酬として位置付けること。従来、仕事の報酬は金銭のみでしたが「ワークライフバランス」によって実現される余裕のある生活も報酬の一部であるという認識が社会で広がることが必要です。第4に、管理職が自ら「ワークライフバランス」を実践すること。第5に、公平な人事制度があること。この場合、決められた時間内で高い成果を出しているかどうか、育児・介護中の社員を支えているか、同僚・部下を信じて仕事を任せて育てているかが評価の対象になります。

「ワークライフバランス」は仕事と私生活を対立軸で見るのではなく、相乗作用を高め合う関係にあるとみることが重要です。私生活が充実して心身ともに健康になり、人脈が広がりアイデアのインプットができ、ビジネスに有効なアウトプットが効率よく仕事ができる。この好循環こそが「ワークライフバランス」であり、雇用環境への導入が求められているのです。

(大学教育出版『女性のためのライフプランニング』田和真希 著より一部抜粋)

### (3) 基本目標3 一人ひとりが大切にされる地域づくり

個人だけの力では解決できない問題へ対応するため、地域のコミュニティは存在すると考えられます。災害対応や誰もが避けて通れない老いの問題など、一人ひとりが地域コミュニティの力に支えられる場面は現代社会では数多く想定されます。

また同時に、人と人がやさしくつながり合うことで、人に活力が生まれます。多様な人がつながり、地域での楽しみを創出することも大切なことです。

地域コミュニティは住民一人ひとりが参加することで大きな力になります。一人ひとりが自分らしく参加するためには、一人ひとりの人権に配慮されている環境がとても大切です。そして、地域を超えた同じ課題を持つ人同士のコミュニティ活動なども含め、自分の力が発揮できる活動に参加することができる機会の創出や、女性の視点など多様な角度からの意見が反映される地域社会づくりが求められています。

#### ①いきいきと活動できる環境づくり

(目指す姿)

○ 住民一人ひとりがそれぞれの自分らしさを発揮できる地域での活動に、自発的に参加しています。

(現状と課題)

- 市の男女共同参画部局などと地域組織が連携して住民ニーズを踏まえた効果的な取り組みを推進していく体制が未整備です。
- 地域において女性が身につけた能力を実践的に活用し、さらに伸ばすような活躍の場が乏しい状況です。
- 地域活動へ参画しにくい原因のひとつとして長時間労働が挙げられます。
- 男女共に地域の様々な活動に参画しやすい環境づくりを推進することが必要です。
- 講習・研修による知識の習得や意識啓発だけでなく、地域の実情に応じた実践的な活動を行っていくことが必要です。

(具体的施策)

内 容	担 当 課
高齢者の能力活用・生きがいづくりの一環として、シルバー人材センターの運営を支援します。	高齢者福祉課
生活・介護サポーター養成事業により、元気な高齢者を地域づくりの担い手として養成し、地域の「お互い様活動」に積極的参加を促します。	高齢者福祉課
老人クラブ活動を通じて、生きがいづくりや健康づくりに取り組む活動を支援します。	高齢者福祉課
青少年育成市民会議において、希望に応じて自分の特技や知識を活かし、青少年の育成に関わりが持てる機会をつくります。	人権多文化共生推進課
自分づくり、地域づくりを目的に市民セミナーを開催します。	生涯学習課
地域づくりを担うボランティア、NPO、市民活動など多様な主体間の協働の支援や情報提供を行います。	政策企画課
地域で活躍する人材の育成や住民主体の活動の支援を行います。	政策企画課
地域の催し情報などを広報紙、ホームページ、お太助けフォン及び SNS での速やかな発信に努めます。	政策企画課

## ②多様な視点を活かした地域づくり

(目指す姿)

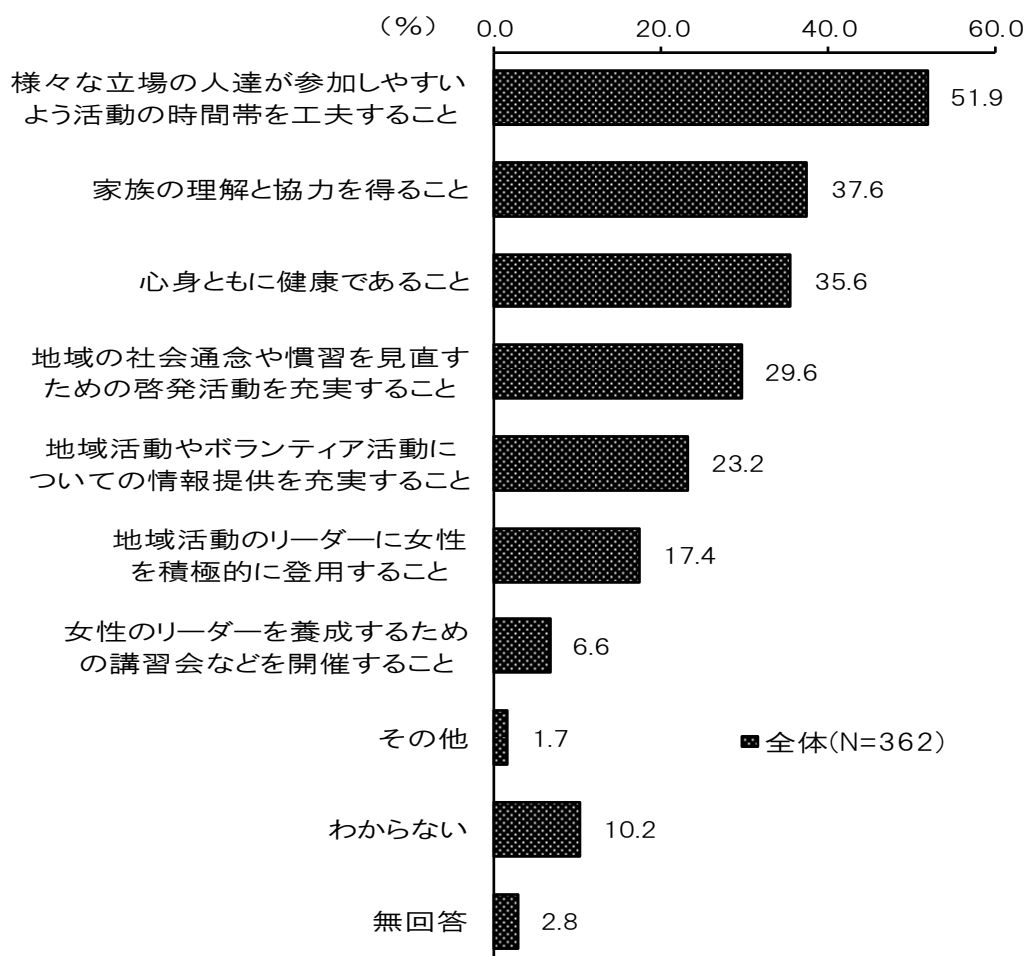
- 地域のコミュニティ活動において、これまでの社会的慣習やしきたりに囚われず、様々な意見を判断材料に意思決定する文化が育っています。
- 行政の意思決定機関である審議会や委員会において、どちらか一方の性に偏ることなく両性の意思が反映されています。
- 災害など緊急事態時の避難施設の運営について、女性や外国籍住民などに配慮した内容となっています。
- 地域で活動している、活動したい女性の人材発掘に努め、女性もっている潜在能力やアイデアを地域活性化に活かしています。

(現状と課題)

- 地域の課題やニーズが多様化する中で、男女が共に地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かで活力あるものにしていくことが期待されています。
- 近年相次ぐ大規模災害により、避難所生活が特に長引く場合の女性への配慮が社会的課題となっています。
- 様々な立場の人たちが参加しやすいよう活動の時間帯を工夫することが求められています。(平成28年度市民アンケート調査 グラフ9)

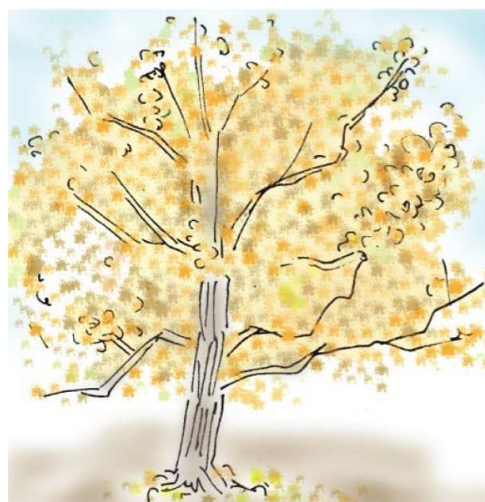
地域社会で男女共同参画推進に必要なと思うこと

グラフ9



(具体的施策)

内 容	担 当 課
女性消防団員の入団を促すとともに、活躍できる環境をつくりま す。	危機管理課
災害時や自主防災活動における女性の役割や課題について理解 を深めます。	危機管理課
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、バリアフ リー化の促進や、グループホーム整備など居住支援、関係機関や 地域のネットワークづくりを行い、ともに支え合う地域づくりに 取り組みます。	社会福祉課
地域での各種団体の意思決定に関する女性の割合が高まるよう 啓発します。	人権多文化共生推進課
行政の各種委員会や審議会の委員構成が男女同等となるよう促 します。	政策企画課 人権多文化共生推進課
男女共同参画だよりを企画・発行し、男女共同参画の地域づ くりを啓発します。	人権多文化共生推進課



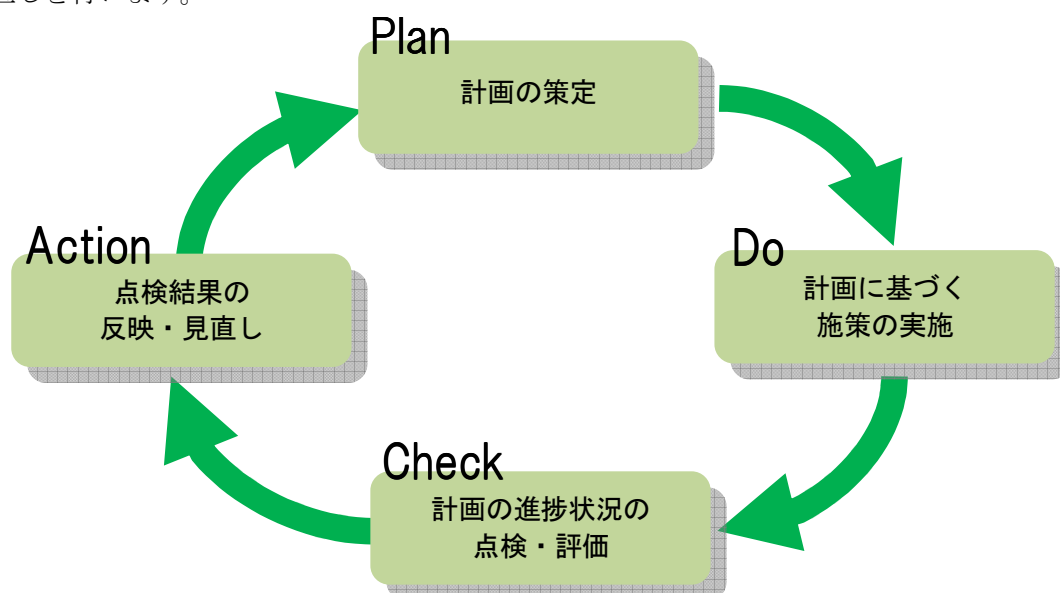
## 4 計画の推進体制・進行管理

### (1) 計画の推進体制

- 各部局が連携を密にし、計画を着実に実行します。
- 男女共同参画社会の実現に向け、市民と事業者及び地域振興会や各市民団体の理解と協力のもとに施策の推進を図ります。

### (2) 進捗状況の評価と見直しの流れ

PDCA サイクル（策定－実施－評価－見直し）により、毎年度、進捗状況の評価結果の反映、施策の見直しを行います。



### (3) 指標による進捗状況の点検・評価

計画の達成度を客観的に判断できるよう、施策ごとに達成を目指す「目標指標」を設定します。目標指標については、37～39ページに記載しています。

### (4) 点検結果の反映・見直し

安芸高田市男女共同参画推進審議会において目標指標の進捗状況等の検証を行うとともに、点検結果に基づく施策の見直し等について提言します。



## 5 目標指標

### (1) 総括目標

指標名	平成28(2016)年度	平成33(2021)年度
社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合	15.7%	30.0%

### (2) 個別目標

#### ① 家族みんなで協力し合う家庭づくり

指標名	平成27(2015)年度	平成33(2021)年度
人権講演会・講座への参加人数(人権多文化共生推進課)	1,580人	2,000人
人権啓発を目的とした参加体験型学習プログラムを用いた講座の開催回数(生涯学習課)	—	12回
青少年育成会議に関する研修会への参加人数(人権多文化共生推進課)	150人	300人
親の力をまなびあう学習プログラムなどを用いた参加体験型講座の開催回数(生涯学習課)	5回	12回
家庭内での親の読み聞かせ実施率(生涯学習課)	—	95.0%
男性料理教室への参加人数(保健医療課)	392人 (市内3町のみで開催)	450人 (未実施の3町でも開催)
健康フェスタ、こまめに歩こう会への参加人数(保健医療課)	健康フェスタ750人 こまめに歩こう会352人	健康フェスタ1,000人 こまめに歩こう会480人
乳がん・子宮がん検診の受診率(保健医療課)	乳がん検診48.2% 子宮がん検診38.9%	乳がん検診50% 子宮がん検診50%
健康寿命を延伸することを目的とした介護予防教室・講演会への参加人数(高齢者福祉課)	講演会762人 げんき教室15,629人	講演会800人 げんき教室18,000人

指 標 名	平成27 (2015) 年度	平成33 (2021) 年度
高齢者が在宅で生活するために必要な生活支援サービス利用人数 (高齢者福祉課)	延べ550人	延べ550人
DV 被害を受けたときに相談できなかった人の割合 (人権多文化共生推進課)	21.8%	10.9%
安芸高田市の印象をととてもよいと答える外国人市民の割合 (人権多文化共生推進課)	—	60.0%

## ②多様な働き方を選べる職場づくり

指 標 名	平成27 (2015) 年度	平成33 (2021) 年度
事業所における管理職に占める女性の割合 (人権多文化共生推進課)	26.4%	現況値からの向上
市役所における管理職に占める女性の割合 (総務課)	5.8%	10.0%以上
仕事と家庭を両立させる制度や支援策を導入している事業所の割合 (商工観光課、人権多文化共生推進課)	14.7%	20.0%
女性の募集・採用を積極的に行う事業所の割合 (商工観光課、人権多文化共生推進課)	17.6%	20.0%
事業所における男性の育児休業取得者の割合 (人権多文化共生推進課)	20.0%	40.0%
市役所における男性の育児休業取得者の割合 (総務課)	0.0%	13.0%
ワークライフバランス啓発に関する講座への参加人数 (人権多文化共生推進課)	512人	800人
多文化共生について理解を深める授業機会の提供 (学校教育課・人権多文化共生推進課)	5校	6校
職場体験学習など学校外の教育資源を活用したキャリア教育を実施している学校数 (学校教育課)	6校	6校

③一人ひとりが大切にされる地域づくり

指 標 名	平成27 (2015) 年度	平成33 (2021) 年度
シルバー人材センター会員数 (高齢者福祉課)	300人	305人
行政委員会への女性登用割合	8.0%	40.0%
審議会等への女性登用割合	36.4%	40.0%
女性消防団員数	11人 (H28.4)	30人
男女共同参画だよりの年間発行枚数	新規	12,000部





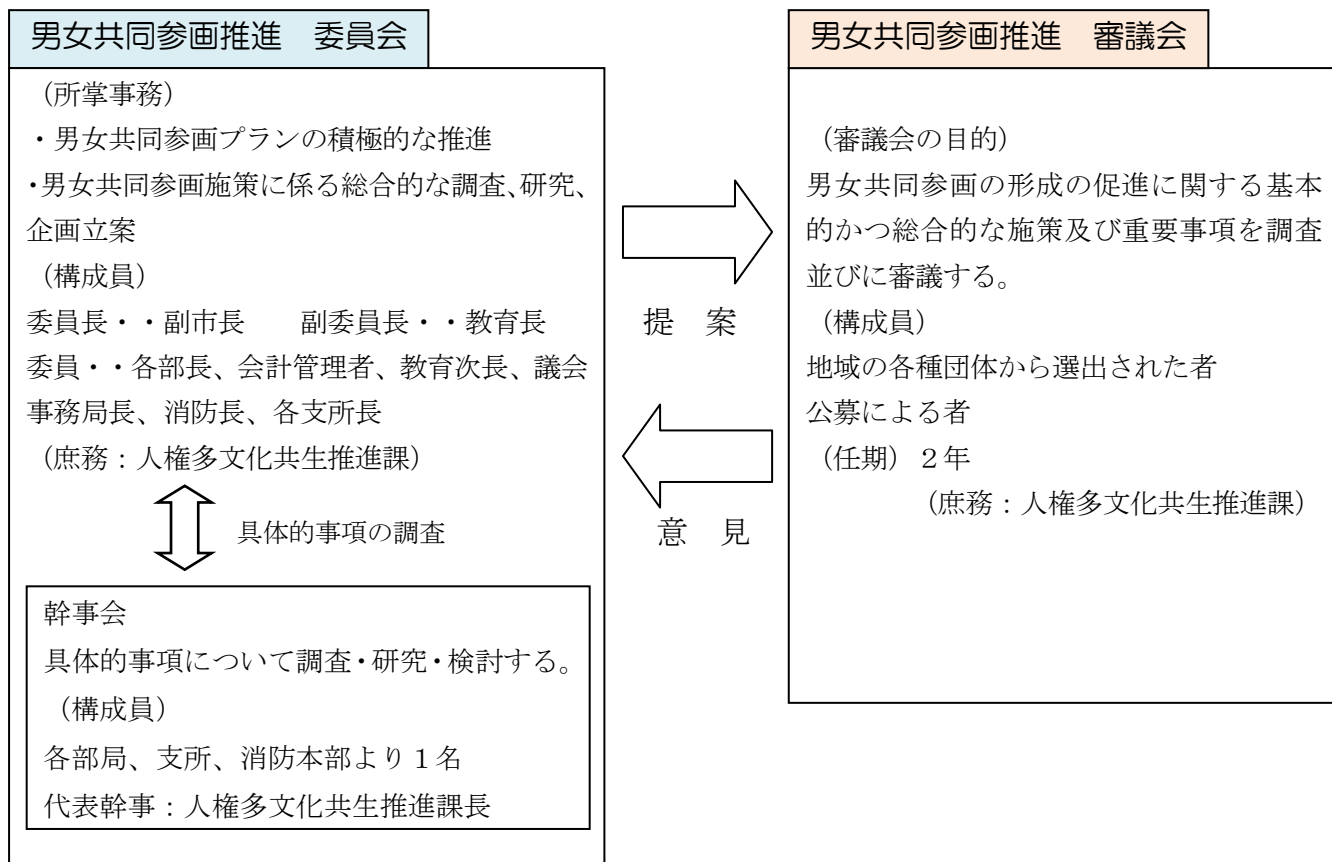
# 資料

---

## 1 策定の経過

と き	内 容
平成28（2016）年9月20日 12月2日 12月13日 12月21日	男女共同参画に関わるアンケート調査の実施 第1回男女共同参画推進審議会 （第2次プラン策定の趣旨、アンケート意見分析及び意見提案等） 第1回男女共同参画推進委員会幹事会 （第2次プラン策定に関する取り組み状況、アンケート結果、基本方針、施策展開等について協議） 庁舎内幹部会議においてアンケート調査結果及び第2次プラン策定の取り組み状況を報告
平成29（2017）年1月10日 1月16日 1月24日 1月30日 2月6日 2月10日 2月15日～24日 2月28日 3月6日 3月10日 2月10日～3月31日 2月18日・3月26日	第2回男女共同参画推進委員会幹事会 （第2次プラン素案検討） 第1回男女共同参画推進委員会 （第2次プラン素案検討） 第2回男女共同参画推進委員会 （第2次プラン素案検討） 第3回男女共同参画推進委員会幹事会 （第2次プラン素案検討） 第3回男女共同参画推進委員会 （第2次プラン素案検討） 第2回男女共同参画推進審議会 （第2次プラン素案審議、意見提案等） 第2次プランに係るパブリックコメント受付 第4回男女共同参画推進委員会幹事会 （審議会意見の具体的施策反映について） 第4回男女共同参画推進委員会 （審議会意見の具体的施策反映について） 第3回男女共同参画推進審議会 （審議会意見の具体的施策反映について） 男女共同参画推進パネル展の開催（啓発事業） 講演会の開催（啓発事業）

## 2 計画策定体制



## 3 安芸高田市男女共同参画審議会委員名簿

役職	委員名	所 属 等	性別
会 長	坂東 素子	学識経験者	女性
副会長	毛利 宣生	三次人権擁護委員協議会安芸高田市部会	男性
委 員	中井 純子	安芸高田市社会教育委員会会議	女性
〃	岡田 千里	安芸高田市まちづくり委員会	女性
〃	福田 美恵子	安芸高田市社会福祉協議会	女性
〃	沖本 由利子	安芸高田市民生委員児童委員協議会	女性
〃	後藤 隆	広島北部農業協同組合	男性
〃	作田 文江	J A広島北部女性部	女性
〃	上松 洋子	安芸高田市商工会女性部	女性
〃	坂本 守夫	安芸高田市工業会	男性
〃	山本 章博	公 募	男性

## 4 安芸高田市男女共同参画推進委員会委員名簿

推進委員会	
委員長	副市長
副委員長	教育長
委員	総務部長
〃	企画振興部長
〃	市民部長
〃	福祉保健部長
〃	産業振興部長
〃	産業振興部特命担当部長
〃	建設部長
〃	会計管理者
〃	消防長
〃	八千代支所長
〃	美土里支所長
〃	高宮支所長
〃	甲田支所長
〃	向原支所長
〃	議会事務局長
〃	教育次長
〃	保健医療課長
〃	農業委員会事務局長
〃	人権多文化共生推進課

幹事会	
代表幹事	人権多文化共生推進課
幹事	総務部 総務課長
〃	企画振興部 政策企画課長
〃	市民部 環境生活課長
〃	福祉保健部 社会福祉課長
〃	産業振興部 地域営農課長
〃	建設部 管理課長
〃	消防本部 消防総務課長
〃	八千代支所長
〃	美土里支所長
〃	高宮支所長
〃	甲田支所長
〃	向原支所長
〃	議会事務局次長
〃	教育委員会 教育総務課長
〃	農業委員会 事務局長
〃	監査委員会 事務局長

## 5 安芸高田市男女共同参画推進条例

(平成21年3月19日条例第8号)

### 目次

第1章 総則(第1条－第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条－第16条)

第3章 安芸高田市男女共同参画推進審議会(第17条・第18条)

附則

安芸高田市は、中国山地のなだらかな山々に囲まれ、緑と清流が美しい豊かな自然環境に恵まれた、農業を中心として発展してきた地域である。また、戦国時代の武将・毛利氏の居城である郡山城などを中心とした歴史的資源や、神楽や花田植といった郷土芸能などを継承し、地域特有の文化を育んできた。

21世紀を迎え、少子高齢化、国際化及び高度情報化が急速に進展する中で、豊かで活力ある社会



を築くためには、男女が対等なパートナーとして互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現が大変重要である。

また、住民と行政の協働のまちづくりをすすめる、本市の将来像「人 輝く・安芸高田」の実現のためには、男女共同参画は欠かせない要件の1つであり、これまでも様々な取り組みを行ってきた。

しかし、社会においては、いまだに性別による固定的な役割分担等を反映した制度や慣行が根強く残っており、男女共同参画社会の実現には多くの課題があるのが現状である。

「人 輝く・安芸高田」があらわす、だれもが豊かで生き生きと暮らせる地域を実現し、未来に引き継いでいくために、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動等により他人を不快にさせ、もってその者の生活環境を害することをいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が自らの意思と責任の下に個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会におけるあらゆる活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動を両立して行うことができること。
- (5) 男女が、それぞれの特性についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、互いの意思が尊重され、健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調してこれに取り組むこと。

### (性別による人権侵害の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメン

トその他の人権を侵害する性的な言動や性的暴力を行ってはならない。

- 3 何人も、その配偶者その他の家族の構成員に、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進するものとする。

#### [第3条]

- 2 市は、男女共同参画の推進に、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に、積極的に取り組むものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動に関して、男女が対等な立場で参画する機会を確保し、仕事と、子育てや介護等の家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定したとき又は変更したときは、これを公表するものとする。

(行政の男女共同参画の推進)

第9条 市は、市の政策及び方針の決定過程に男女共同参画を図るため、次の各号に掲げるものについて、一方の性に著しく偏ることのないように努めるものとする。

- (1) 市の執行機関である委員会の委員並びに市の政策及び方針の決定等に係る審議会等の委員その他の構成員

(2) 市の管理職等

- 2 市は、職員の性別によって、次のような格差を生じさせないように努めなければならない。

- (1) 性別によって職域が固定的に決定されること。
- (2) 性別によって能力開発の機会を均等に与えられないこと。

- 3 市は、子育てや介護等の家庭生活における活動を支援する制度について、職員が性別にかかわらず活用しやすい環境をつくるよう努めるものとする。

(男女共同参画に係る啓発及び広報活動の実施)

第10条 市は、市民及び事業者が、男女共同参画の推進について理解を深めるため必要な啓発活動及び広報活動を行う。

(男女共同参画に係る教育の実施)

第11条 市は、市民が、男女共同参画について関心を持ち、理解を深めることができるようにするため、その教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(苦情又は相談への対応)

第12条 市は、第4条第1項から第3項までの規定に反する行為その他男女共同参画の推進を阻害する問題についての苦情又は相談を受けた場合は、関係機関との連携を図りながら適切に対応するものとする。

する。

[第4条第1項] [第3項]

(仕事と家庭生活等の両立支援)

第13条 市は、男女が共に、仕事と、家庭生活における活動その他の活動とを両立することができるよう、子育てや介護等の支援を行うものとする。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第14条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画への取組み(積極的改善措置を含む。)が促進されるよう、必要な情報提供その他の支援を行うものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究を行い、男女共同参画施策その他の施策に反映させるよう努めるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 安芸高田市男女共同参画推進審議会

(安芸高田市男女共同参画推進審議会)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査並びに審議するため、安芸高田市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織及び運営)

第18条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の性の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、市民及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。ただし、市民のうちから市長が委嘱する委員の一部については、公募により決定するものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の再任は、これを妨げないものとする。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 6 用語説明

用 語	説 明
女性活躍推進法	<p>国・地方公共団体、301人以上の大企業は、（１）自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、（２）その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、（３）自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければなりません(300人以下の中小企業は努力義務)。また、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。</p>
パブリックコメント	<p>行政が政策、制度等を決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。</p>
子育て支援センター	<p>子育て支援のための地域の総合的拠点のこと。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援等を行う。</p>
ライフステージ	<p>人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。</p>
光ファイバーによるブロードバンドサービス	<p>ガラスやプラスチックの細い繊維でできている、光を通す通信ケーブルで、高速・大容量のデータ通信を実現するネットワークサービス</p>
ワークライフバランス	<p>やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。</p>
参加学習型プログラム	<p>学習者が、単に受け手や聞き手としてではなく、その学習過程に自主的に協力的に参加することをめざす学習方法</p>
子育て「コーチング」	<p>子どもに質問しながら、その人の潜在能力や問題の解決策を自主的に引き出し、人材開発を進める技術。</p>

用語	説明
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の発達を促す教育のこと。
ブックスタート事業	赤ちゃんのいる家庭に絵本をプレゼントして、絵本をきっかけに親子で楽しい時間を過ごしてもらおうという活動。イギリスで始まった活動で、日本でも取り入れられている。
フォローアップ	ある事柄を徹底させるために、あとあとまでよく面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。
働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま	広島県内の経済団体・労働団体・行政等が一丸となって、県内企業における「働き方改革」や「女性活躍の促進」に向けた機運を醸成するとともに、企業の取り組みを促進するため設置された組織。
イクボス同盟ひろしま	子育て期の男性の長時間労働、育児・家事時間の短い現状を変えるため、男性の育児参画を応援し、働き方の見直しに取り組む企業経営者で構成する企業経営者の同盟。
次世代育成支援対策推進法	日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めた法律
フレックスタイム制	労働者が一定の定められた時間帯の中で労働の始期と終期を自由に決定できる労働時間制
パワーハラスメント	職場内の人間関係において発生する、いじめや嫌がらせ。上司が部下に対して行うものや、高い職能をもつ者がそうでない者に対して行うものなど。